

大津市議会 B C P (業務継続計画)

令和 4 年 9 月

(第 8 版)

目 次

1. 業務継続計画の必要性と目的.....	- 1 -
2. 災害時の議会、議員の行動方針	- 2 -
(1) 議会の役割	- 2 -
(2) 議員の役割	- 2 -
3. 災害時の市との関係.....	- 3 -
4. 想定する災害	- 4 -
5. 地震・風水害等に係る業務継続の体制及び活動の基準.....	- 5 -
(1) 業務継続（安否確認）体制の構築.....	- 5 -
① 議会局の体制.....	- 5 -
ア 議会局職員の行動基準	- 5 -
イ 議員への安否確認方法と確認事項.....	- 11 -
② 議会の体制	- 12 -
ア 災害対策会議の設置.....	- 12 -
イ 議員の基本的行動	- 13 -
ウ 発生時期に応じた議員の行動基準.....	- 13 -
エ 災害対策会議などの指揮・命令系統	- 14 -
(2) 行動時期に応じた活動内容の整理.....	- 16 -
① 行動形態.....	- 17 -
② 行動基準.....	- 18 -
③ 議員の参集方法など.....	- 20 -
(3) 審議を継続するための環境の整理.....	- 22 -
① 庁舎の建物・設備	- 22 -
② 通信設備	- 22 -
③ 情報システム.....	- 22 -
④ 備蓄品などの確保	- 23 -
(4) 情報の的確な収集	- 24 -
① 地域の災害情報の収集など.....	- 25 -
② タブレット端末の活用	- 25 -

6. 新型コロナウイルス感染症などの感染症に係る業務継続の体制及び活動の基準.....	- 26 -
(1) 感染症に係る発生段階別の考え方.....	- 26 -
(2) 業務継続（感染防止）体制の構築.....	- 29 -
① 議会局の体制	- 29 -
ア 議会局職員の行動基準.....	- 29 -
イ 議員への安否（健康状態）確認方法と確認事項.....	- 33 -
② 議会の体制.....	- 34 -
ア 災害対策会議の設置	- 34 -
イ 議員の基本的行動.....	- 36 -
ウ 発生時期に応じた議員の行動基準	- 36 -
エ 災害対策会議などの指揮・命令系統.....	- 37 -
(3) 行動時期に応じた活動内容の整理.....	- 39 -
① 行動形態.....	- 40 -
② 行動基準.....	- 41 -
③ 議員の参集方法など	- 42 -
(4) 審議を継続するための環境の整理.....	- 44 -
① オンライン会議システムの活用	- 44 -
② 備蓄品などの確保	- 45 -
③ 一般傍聴者への対応	- 45 -
(5) 情報の的確な収集・発信	- 46 -
① 地域の要望等の収集・発信など	- 47 -
② タブレット端末の活用.....	- 47 -
(6) 議員・議会局職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の業務体制等	- 48 -
① 議会フロアの立入り制限	- 48 -
② 議会フロアの消毒.....	- 48 -
③ 罹患者等の復帰基準	- 49 -
④ 職員の業務体制.....	- 50 -
ア 感染者の発生当日	- 50 -
イ 発生2日目	- 50 -
⑤ 議員が医師の診察を受ける場合の情報の共有	- 52 -
⑥ 議員が罹患した場合の情報の公開.....	- 53 -
ア 感染者情報の公表	- 53 -
イ 情報伝達フロー.....	- 53 -

7. 議会局における業務継続のための業務仕分け	- 55 -
8. 議会の防災計画と防災訓練	- 61 -
(1) 地域の災害情報の収集など	- 61 -
(2) 議会の防災訓練	- 61 -
9. 計画の運用	- 62 -
(1) 議会BCPの見直し	- 62 -
(2) 見直し体制	- 62 -
(3) 携帯ハンドブック	- 62 -
10. 計画の体系図	- 62 -
(1) 時系列にみる基本的行動パターン	- 62 -

別添様式1 議員及び職員安否確認表

別添様式2 議員及び職員安否（健康状態）確認表

別添様式3 情報収集連絡表

別添様式4 健康観察表

安否状況確認カード

安否確認等のメール雛形

議会BCPの見直し（改正履歴）

1. 業務継続計画の必要性と目的

平成 23 年 3 月の東日本大震災を契機として、震災前には関心が薄かった業務継続計画（Business Continuity Plan 以下「BCP」という。）の策定が地方自治体にも広がりを見せている中、併せて、当該震災時において専決処分が乱発されるなど、二元代表制の一翼である議会の基本的な機能が果たされなかった経緯と教訓から、議会においても市が策定する地域防災計画やBCP以外に、議会独自のBCPの策定の必要性がクローズアップされてきたところである。

また、本市においても平成 24 年に南部地域において豪雨災害が発生した際には、全市レベルでの大規模災害に備えて、議会として、また議員としての何らかの行動指針の必要性が感じられたところである。

これらのことから、大規模災害などの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図るため、必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めた大津市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

（平成 26 年 3 月）

令和 2 年 1 月に国内で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症においては、感染拡大に伴い市民生活に大きな影響を及ぼすとともに議事・議決機関である市議会の活動を一定制限する事態となった。

このことから、治療法や予防法が確立されていない感染症に対応するための組織体制や議員の行動基準などを定めるものである。

（令和 2 年 8 月）

2. 災害時の議会、議員の行動方針

(1) 議会の役割

議会は、議事・議決機関として予算、条例、重要な契約などについて、市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、また、市の重要な政策形成において地域特性や多様な市民ニーズを反映するなど重要な役割を担っており、このことは平常時、非常時を問わない。

すなわち、議会は、大規模災害が発生した非常時においても、機能停止することなく、定足数に足る有効な議決ができる会議を開催する中で、この機能を維持しなければならないのである。そのために様々な災害の時期や程度を想定し、それに対応する体制を整えなければならない。加えて復旧・復興において住民代表機関として、大きな責務と役割を担うものである。

(2) 議員の役割

議員は、合議制としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本である。しかし、議員は災害時にあっては、特にその初期を中心に議会の機能とは別に、被災した市民の救援や被害の復旧のために、非常の事態に即応した地域の一員としての活動を果たす役割が求められることも事実である。

議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識する中で、地域活動などに従事する役割を担うものである。

3. 災害時の市との関係

災害時においては、災害対応に実質的かつ主体的に当たるのは危機・防災対策課をはじめとする行政の関係課であり、議会は主体的な役割を果たすわけではない。議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することが基本となる。

このことを踏まえ、特に災害初期においては、市では職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、議員の情報収集や要請などの行動については、その状況と必要性を見極め、市の職員が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮が必要である。一方で、議会が自らの役割である監視牽制機能と審議・議決機能を適正に実行するには、正確な情報を早期に収集しチェックを行うことが必要である。

そのため議会と市は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え災害対応に当たる必要がある。

このことから、議会においては、市危機管理基本計画の各カテゴリーにおける災害対策本部、国民保護対策本部・緊急対処事態対策本部、危機対策本部（以下「対策本部」という。）の設置後、速やかに大津市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置する。

4. 想定する災害

議会BCPの対象とする災害は、次のとおりとする。これは災害時において議会が果たすべき役割や行動については、市の災害対応と極めて高い関連性を有し、相互に補完する形であることから、市危機管理基本計画の各カテゴリーにおける対策本部が設置される災害基準を概ね準用するものである。

災害種別	災害内容
地震	・震度5強以上の地震
風水害	・台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害などで局地的又は広範囲な災害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの
感染症	・治療法や予防法が確立されていない感染症で、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの
その他	・上記のほか、大規模火災などの大規模な事故、原子力災害、大規模なテロなどで、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの

5. 地震・風水害等に係る業務継続の体制及び活動の基準

(1) 業務継続（安否確認）体制の構築

非常時においても議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、その機関を構成する議員の安全確保とその安否確認がスタートになる。このスタートを迅速かつ的確に行うことが、議会の機能維持にとって非常に重要であり、組織として安否確認を中心とした業務継続体制を構築する必要がある。また、この体制は議会と議会局の双方において構築し、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

① 議会局の体制

市において、地域防災計画に基づく災害対策本部、国民保護計画に基づく緊急事態連絡本部及び国民保護対策本部（以下「災害対策本部等」という。）が設置された場合には、議会局の職員（以下「議会局職員」という。）は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務（以下「非常時優先業務」という。）に当たるものとする。なお、災害が勤務時間外に発生した場合においては、あらかじめ参集を指名されている議会局職員（第1次参集者）は、災害情報を把握次第、速やかに議会局に参集し非常時優先業務に当たらなければならない。なお、参集にあつては、当該議会局職員やその家族の被災、当該議会局職員の住居の被害などにより参集できないおそれがあることから、2班体制（第2次参集者）を整えるものとする。

ア 議会局職員の行動基準

(イ) 災害が勤務時間（8時40分～17時25分）内に発生した場合

議会局職員は、速やかに自身の安全を確保し、自身の安全確保を行った上で家族の安否確認を行う。その後、速やかに非常時優先業務に当たる。

（本会議又は委員会開催中）

本会議又は委員会開催中における非常時優先業務は、まず、議長又は委員長の指示に基づき、議員及び傍聴者の避難誘導に当たり、その後、速やかに議員の安否確認を行う。安否確認は、安否状況確認カードを活用するなど迅速に行う。また、これらに備え会議における議長及び委員長の非常時対応マニュアル（口述書）を作成する。

（休会又は閉会中）

休会又は閉会中における非常時優先業務は、まず、来庁議員の安否確認を行い、次に全議員の安否確認を行う。その後、その他の非常時優先業務を行う。

(ロ) 災害が勤務時間外（ハの休日を除く。）に発生した場合（平日夜間のケース）

議会局職員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、自身と家族の安全確保を行った上で、住居の被害状況を確認する。第1次参集者（第2次参集者にあつては、第1次参集者からの連絡後）は、速やかに議会局へ参集し非常時優先業務に当たる。その他の議会局職員は、議会局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保しておく。

(ハ) 災害が休日（土曜・日曜・祝日）に発生した場合

議会局職員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、自身と家族の安全確保を行った上で、住居の被害状況を確認するとともに、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。第1次参集者（第2次参集者にあつては、第1次参集者からの連絡後）は、速やかに議会局へ参集し非常時優先業務に当たる。その他の議会局職員は、議会局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、自宅での待機や地域での支援活動などに従事する。

議会局職員の非常時優先業務

- 来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援
- 職員の安否確認
- 議会局の被災状況の確認と執務場所の確保
- 議会局の電話、パソコンなどの情報端末機器の稼働の確認
- 議員の安否確認
- 災害対策会議の設置
- 市の災害対策本部等との連絡体制の確保
- 災害関係情報の収集・整理、議員への発信
- 電気、水道などインフラの確認
- 議場、委員会室などの建物の被災状況の確認と会議場所の確保
- 議場、委員会室の放送設備の稼働の確認
- 報道対応など

議会局職員の参集基準（参集者、参集時間、参集方法など）

災害種別	参集者	参集時間	参集方法	服装	携帯品
地震	第1次参集者5名 局長 次長 議会総務課長 議会総務課 総務係長 議事課長 ※次長が課長を兼務する場合又は課長職の者が不在の場合は、当該所属の次の職位の者とする	防災メールによる災害情報確認後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集	公共交通機関が利用できないことを想定し、原則、徒歩にて参集	作業服を基本に、ヘルメット、防災靴を着用するなど自身の安全を確保できる服装 冬季は防寒対策を行う	タブレット端末（所持者） 携帯電話、筆記用具、飲料水、3日分の食料、軍手、マスク、着替えなど ※サイバルローラーバックを活用
	第2次参集者4名 議会総務課2名 議事課2名	第1次参集者から連絡を受け、速やかに参集			
風水害	同上	あらかじめ必要な災害情報の収集が可能であり、参集体制が確保できることから、参集に必要な情報確認後、速やかに参集	公共交通機関が利用できないことを想定し、徒歩での参集を基本に、道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通用具にて参集	同上	同上
		第1次参集者から連絡を受け、速やかに参集			
風水害	同上	あらかじめ必要な災害情報の収集が可能であり、参集体制を確保できることから、参集に必要な情報確認後、速やかに参集 （災害場所の情報収集に努め、必要に応じて第2次参集者に事前に連絡）	災害場所や道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通用具にて参集	同上	同上
		第1次参集者から連絡を受け、速やかに参集			
その他	同上	防災メールによる災害情報確認後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集	同上	同上	同上
		第1次参集者から連絡を受け、速やかに参集			

- ◇ 第1次参集者と第2次参集者は、公共交通機関が途絶することを想定し、基本、徒歩にて本庁まで参集が可能な者から指名する。
- ◇ 第1次参集者は、自身や家族の被災などにより参集できない場合や、参集途上で救命活動などにより参集できなくなった場合には、あらかじめ指名された第2次参集者にその旨を連絡し、第2次参集者が参集する。
- ◇ 参集途上、被災者の救命が必要となった場合には、当該救命活動を優先する。
- ◇ 議会局職員間の連絡は、議会局の緊急連絡網に基づき携帯電話、メールなどにより連絡する。
- ◇ 参集途上適宜、災害情報を収集する。
- ◇ 一人が継続して48時間を越えて災害対応に当たることのないよう、議会局の交替勤務体制を整え健康管理に留意する。
- ◇ 「検討課題」 現在、議会局職員は市の災害対策本部等の組織体制に組み込まれており、災害対策本部等の指揮命令下にある。情報の共有や連携体制の観点からは必要であるが、初動支所班や情報班の職員を議会局から選出していることについては、災害対策本部等における組織体制の見直しが必要である。
 - ⇒ 平成26年4月から組織体制が見直され、議会局からは本部員として局長、連絡調整班1名の選出となった。

参集者の初期対応の流れ（勤務時間外）

災害種別	地震（震度 5 強以上）	風水害（台風、暴風、洪水、土砂災害など）
参集	<p>突発的な災害であり、災害情報も無く、事前に参集している職員はいない。</p> <p>市内において震度 5 強以上が計測された場合に、第 1 次参集者（5 名）が参集する</p>	<p>予め災害に備える体制として、警報発令時には 2 号体制で 1 名の職員が議会局に参集している。</p> <p>市の災害警戒本部が設置された場合には、当該職員に加えて、2 名の職員が参集する。</p> <p>市の災害対策本部が設置された場合には、当該職員に加えて、第 1 次参集者（5 名）が参集する</p>
初期対応事項	<p>第 1 次参集者は、局長の指示に従い次の非常時優先業務に当たる。その優先順位は、次のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 庁舎（議会局）の被災状況及び情報端末機器等の確認 ② 災害対策会議の設置場所の決定 ③ 災害対策会議のメンバーへの参集指示（雛形①） ④ 議員の安否確認（雛形②及び正副議長にはメールに加えて電話でも確認） ⑤ 職員の安否確認（雛形③） ⑥ 市の災害対策本部との連携など（災害情報の収集） 	<p>2 号体制等で参集している職員は、第 1 次参集者の参集を待たずに速やかに、次の非常時優先業務に当たる</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害対策会議のメンバーへの参集指示（雛形①-1） ② 議員の安否確認（雛形②及び正副議長にはメールに加えて電話でも確認） ③ 職員の安否確認（雛形③） <p>第 1 次参集者は、市の災害対策本部との連携など非常時優先業務に当たる</p>
災害対策会議のメンバーへの参集指示	<p>災害対策会議は、市の災害対策本部の設置後、速やかに設置することになっているが、地震の場合には、庁舎（議会局）の被災状況等の確認が必要なことから、予め議会局職員が参集していないことから、その参集指示は、第 1 次参集者が参集し、被災状況を確認した後に行う</p>	<p>風水害では、庁舎（議会局）に大きな被害が無いと考えられること、また、予め職員が 2 号体制により 1 名参集していることから、その参集の指示は、第 1 次参集者を待たず、市の災害対策本部の設置後、速やかに行う</p>
議員及び職員の安否確認	<p>議員及び職員の安否確認は、まずはメール（雛形）で行う。返信が無い場合には、携帯電話又は固定電話で確認する。なお、確認された内容は、議会局に備える冊子（大津市議会 B C P 関係綴）に議員及び職員ごとに整理する</p>	

<p>災害対策 会議の運 営</p>	<p>災害対策会議の運営は、次の要領で行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催場所 第1委員会室、議長室又は議場 (庁舎（議会局）が被災した場合は、別に定める場所) ・司会 局長 ・議事進行 議長 ・報告事項 市の災害対策本部等における災害情報、議員と議会局職員の安否情報等 ・協議事項 全議員の参集の有無・時期など ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・記録 会議の内容は、要点筆記で記録する ・写真 会議の状況を、記録写真として残す ・会議を議場で行う場合には、大型スクリーンを活用する <p>・次第（例）</p> <p style="text-align: center;">第 回大津市議会災害対策会議</p> <p style="text-align: right;">日時： 年 月 日</p> <p style="text-align: right;"> : から</p> <p style="text-align: right;">場所：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ○○○について （報告） (仮) 市の災害対策本部等における災害情報について 2. □□□について （協議） (仮) 全議員への参集の有無について 3. その他
----------------------------	--

イ 議員への安否確認方法と確認事項

(イ) 議会局の情報通信端末が使用できる場合

議会局のパソコンなどから議員の携帯メール・タブレット端末に一斉送信、返信のない場合は、議会局の固定電話から議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお、議長と副議長については、携帯メール・タブレット端末への送信に加えて、直接電話により安否を確認する。

(ロ) 議会局の情報通信端末が使用できない場合

議会局職員の携帯メールなどから議員の携帯メール・タブレット端末に一斉送信、返信のない場合は、議会局職員の携帯電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお、議長と副議長については、携帯メール・タブレット端末への送信に加えて、直接電話により安否を確認する。

(ハ) 議会局と議会局職員の情報通信端末が全て使用できない場合

「検討課題」 通信機器が全てダウンすることを想定し、衛星電話や防災無線など議会独自の連絡体制を確保する必要がある。

安否確認事項

別添様式1「議員安否確認表」に基づき次の内容を確認する。

- 議員とその家族の安否状況
- 議員の所在地
- 議員の居宅の被害状況
- 議員の参集の可否と参集が可能な時期
- 議員の連絡先（家族などの連絡先）
- 地域の被災状況

※来庁している議員の安否確認は、安否状況確認カードを活用する。

② 議会の体制

ア 災害対策会議の設置

議会は、災害時において、災害初期から議会機能を的確に維持するため市の災害対策本部等の設置後、速やかに災害対策会議を設置し、災害対応に当たるものとする。災害対策会議は、議長と副議長、3人以上の議員で構成する会派の代表者で構成し、議会としての意思決定を行うに当たっての事前調整・協議の場としての役割を担うものとし、設置基準は次のとおりとする。

災害対策会議

構成員 役職	議長 委員長	副議長 副委員長	各会派の代表者 委員
主な任務	災害対策会議を設置し、会議の事務を統括する	委員長を補佐し、委員長が欠けた場合には、その職務を代理する	委員長の指示のもと、次の任務に当たる ○災害対策会議の運営に関すること ○議員の安否に関すること ○議員の参集に関すること ○本会議、委員会の開催に関すること ○本会議、委員会の協議事項などに関すること ○災害情報の収集などに関すること ○市の災害対策本部等との連携に関すること ○その他、災害対応に必要と考えられること

災害種別	設置・解除の時期	設置場所	委員の参集時間	会議運営
地震	市の災害対策本部の設置後、速やかに設置し、当該本部等の解除をもって解除する	議会局 (第1委員会室、議長室又は議場)	議会局から参集場所等の指示を受けた後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集する	会議の進行は、委員長が行う 協議事項は、委員長が決定する
風水害	全域	同上	市の災害対策本部の設置確認後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集する	同上
	局地	同上	同上	同上
その他	市の災害対策本部等の設置後、速やかに設置し、当該本部等の解除をもって解除する	同上	議会局から参集場所等の指示を受けた後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集する	同上

※ 災害対策会議の議員の参集方法、服装、携帯品は、議員の参集基準と同様とする。

イ 議員の基本的行動

議員は、災害時には、速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で次の活動を行うものとする。なお、議員としての立場（非代替性）を踏まえて、活動に当たらなければならない。そのため、議員の消防団及び自主防災会などにおける活動については、消防団及び自主防災会などの活動の必要性と役割について十分理解するところであるが、その活動の性格上、災害時における議員の役割や活動との競合が予想されることから、原則として一構成員である団員又はメンバーに留め、消防団の団長、副団長、分団長、副分団長、学区自主防災会の会長などの役職には就かないものとする。

- ◆ 災害対策会議からの参集指示があるまでは、地域の一員として市民の安全確保と応急対応など地域における活動に積極的に従事する。
- ◆ 地域活動などを通して、市が拾いきれない地域の災害情報などを収集する。
- ◆ 災害対策会議からの参集指示に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保しておく。
- ◆ 災害対策会議の議員は、災害対策会議が設置された場合には、上記に関わらず災害対策会議の任務に当たる。

ウ 発生時期に応じた議員の行動基準

(イ) 災害が会議（本会議・委員会）中に発生した場合

議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、議会局職員に対し、避難誘導その他安全確保のための指示をするものとする。議員は、速やかに自身の安全を確保し、自身の安全確保を行った上で被災者がある場合にはその救出・支援を行う。次に、家族の安否確認を行うとともに、今後の対応の指示があるまで議会において待機するものとする。

(ロ) 災害が会議時間外（夜間、土曜、日曜、祝日、休会日など）に発生した場合（議員が市内にいる状態）

議員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、自身と家族の安全確保を行った上で被災者がある場合にはその救出・支援を行う。災害対策会議の議員は、議会局へ安否の報告を行うとともに、参集し対策会議の任務に当たる。その他の議員は、議会局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、自宅待機又は地域での支援活動や災害情報の収集※に当たる。

(ハ) 災害が議員が市内にいない時に発生した場合

議員は、速やかに自身の安全を確保し、自身の安全確保を行った上で家族の安否の確認を行うとともに、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。災害対策会議の委員である議員は、議会局へ安否の報告を行うとともに、参集し災害対策会議の任務に当たる。その他の議員は、議会局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、速やかに市内に戻り、自宅待機又は地域での支援活動や災害情報の収集に当たる。

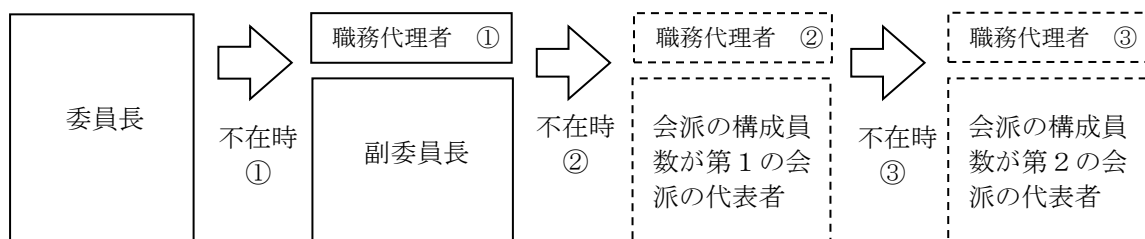
※災害情報の収集

災害情報は、別添様式2「情報収集連絡表」に記載することを基本に、タブレット端末などを活用し災害現場の写真などを議会局に報告（タブレット端末・メール・FAX）する。

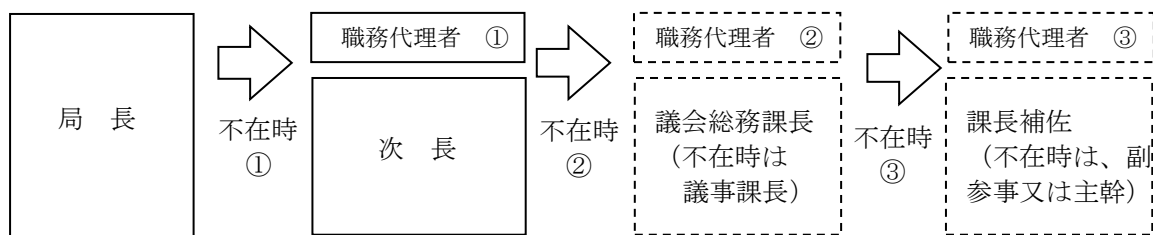
エ 災害対策会議などの指揮・命令系統

災害対策会議と議会局においては、委員長（議長）と局長の不在などの場合に備えて指揮・命令の順位を次のとおり定めるものとする。

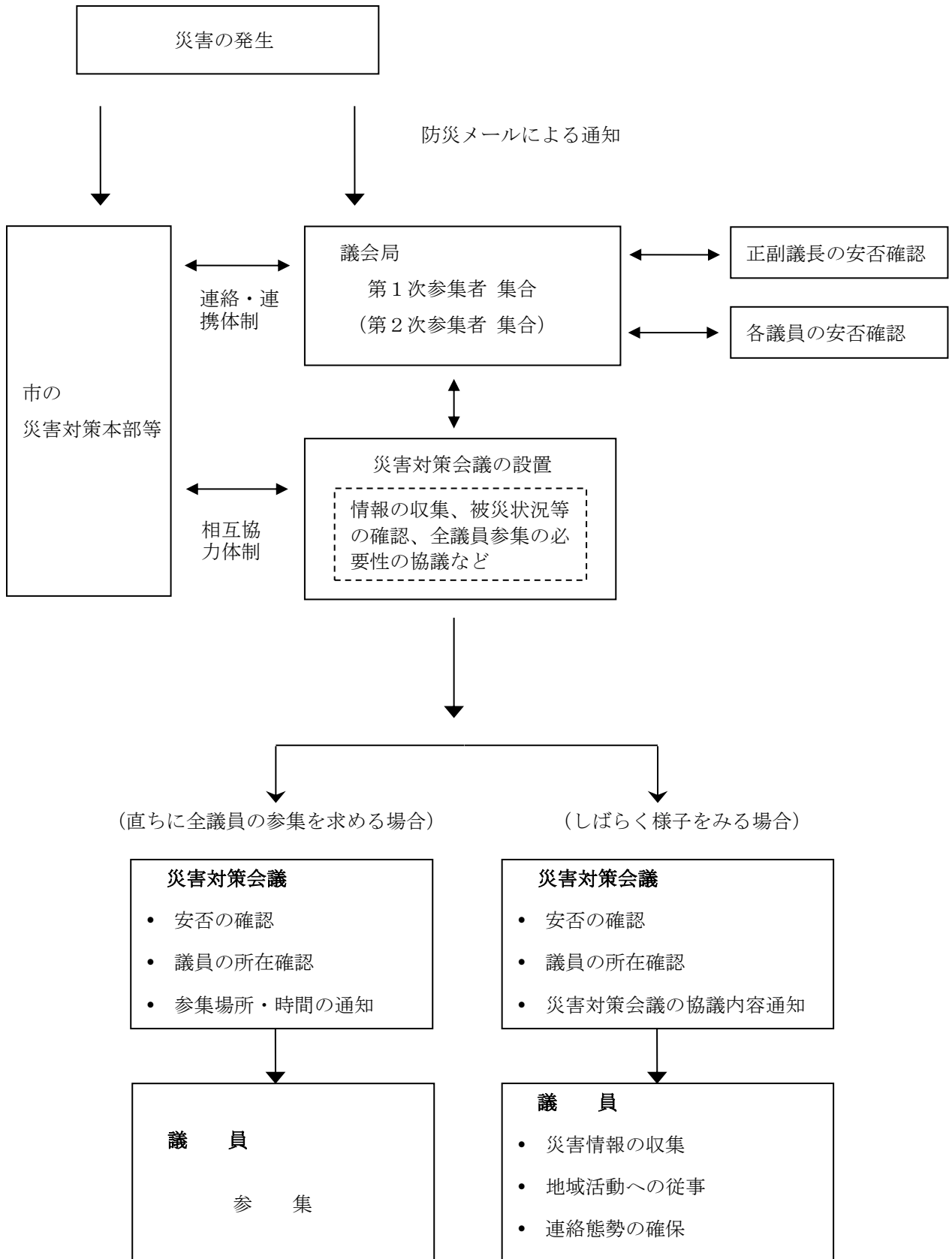
災害対策会議 委員長不在時の代理者



議会局 局長不在時の代理者



災害時の議会・議会局の行動の流れ



(2) 行動時期に応じた活動内容の整理

災害時においては、発災からの時期に応じて求められる行動や役割は大きく変化することから、それぞれの時期（初動期、中期、後期）に応じた行動形態や行動基準を定めることは重要であり、災害が休日・夜間に発生した場合を基本的行動パターンとして整理するものである。なお、後期から平常時に移行していく段階では、災害の程度に応じて市において復興計画の策定が考えられるところであるが、当該計画においてはより議会の責任を明確にする観点からも、議会の議決に付すべき事件に加えるなどの検討が必要である。

※平成 27 年 4 月 議決事件に追加（大津市議会会議条例第 6 条の 2）

② 行動基準

(災害が休日・夜間に発生した場合の基本的行動基準)

議会局職員、災害対策会議、議会・議員の行動基準は、次のとおりとする。

地震編

時 期	議会局職員の行動	災害対策会議の行動	議会・議員の行動
【初動期】 災害発生直後 24時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報の確認 ・ 自身と家族の安全確保 ・ 第1次参集者又は第2次参集者は、議会局へ参集 ・ 議会局の被災状況の確認（対策会議の場所決定） ・ 議員の安否確認 ・ 職員の安否確認 ・ 災害対策会議の設置 ・ 議会局の情報端末機器の確認 ・ 市と連絡体制確保 ・ 電気、水道の確認 ・ 交替体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策会議の設置 ・ 災害関係情報の収集 ・ 市の災害対策本部との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自身と家族の安全確保 ・ 議会局に安否報告 ・ 災害対策会議メンバーの参集
24時間 48時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の安否確認 ・ 職員の安否確認 ・ 議場、委員会室などの被災状況の確認 ・ 議場、委員会室の放送設備の確認 ・ 災害対策会議の運営 ・ 災害関係情報の収集 ・ 報道対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の安否などの情報整理 ・ 情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ・ 市の災害対策本部と情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策会議からの指示があるまでは地域活動 ・ 災害関係情報の収集 ・ 地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力
48時間 72時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策会議の運営 ・ 災害関係情報の収集・整理・発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ・ 市の災害対策本部と情報の共有 ・ 議会運営事項の協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策会議からの指示があるまでは地域活動 ・ 災害関係情報の収集 ・ 地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 ・ 災害対策会議からの指示に即応できる態勢の確保

<p>【中期】 3日</p> <p>〽</p> <p>7日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策会議の運営 ・ 災害関係情報の収集・整理・発信 ・ 議会再開に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報を整理し、全議員招集の有無を協議 ・ 議会運営の再開準備（開催場所、議案などの協議） ・ 災害初動対応の進捗状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策会議からの指示を踏まえて行動 ・ 地域での災害情報、意見、要望などの収集 ・ 地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 ・ 災害対策会議からの指示に即応できる態勢の確保
<p>【後期】 7日</p> <p>〽</p> <p>1か月程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策会議の運営 ・ 議会再開に向けた準備 ・ 通常業務に移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本会議、委員会の開催準備 ・ 復旧工事などの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策会議からの指示により、議員活動に専念 ・ 本会議、委員会の開催 ・ 議決事件の審議・議決 ・ 復旧活動に関する国・県への要望などの検討 ・ 復興計画の審議 ・ 通常の議会体制へ移行

※「検討課題」 風水害、その他の災害においても、地震編の行動基準に準拠した行動が可能であるが、適宜、応用すべき内容や変更すべき事項などについて明記をしていくことが必要である。

③ 議員の参集方法など

議員は、災害対策会議から参集の指示があった場合には、自身と家族の安全を確保した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の被災、住居の被害により参集できない場合には、その負傷などの対応後に参集するものとし、また、参集が不可能な場合には、必ずその旨を報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

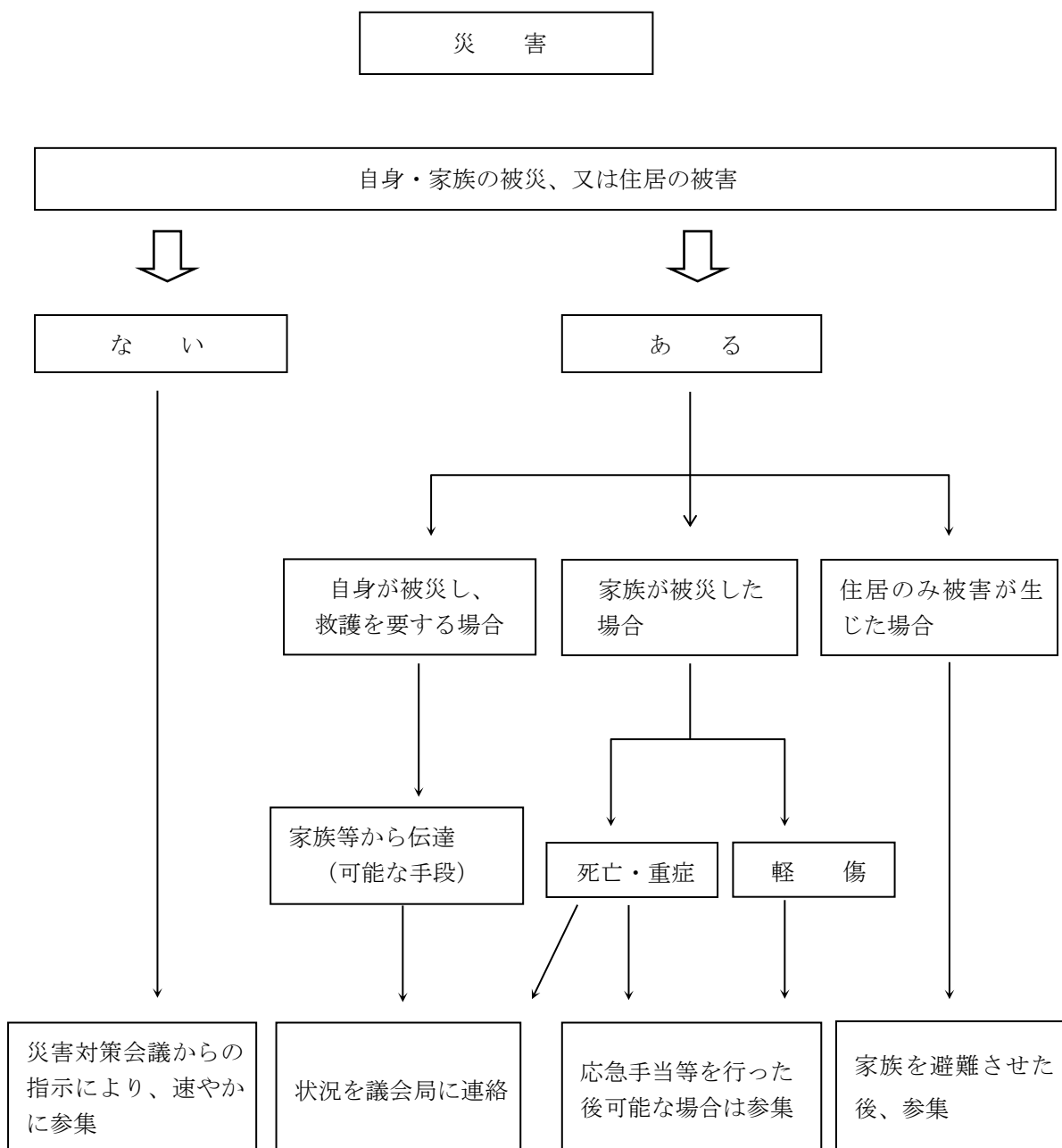
議員の参集基準

災害種別		参集方法 (手段)	参集場所	服 装	携 帯 品
地震		公共交通機関が利用できないことを想定し、徒歩での参集を基本に、道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通用具にて参集	本庁が被災していない場合 ⇒ 議会局（本館 3階） 本庁が被災した場合 ⇒ 災害対策会議が指示する代替施設・場所	防災服、ヘルメット、防災靴の着用を基本に、自身の安全を確保できる服装 冬季は防寒対策を行う	携帯電話、タブレット端末、筆記用具、飲料水、3日分の食料、軍手、マスク、着替えなど ※サバイバルローラーバックを活用
風水害	全域	同 上	同 上	同 上	同 上
	局地	災害場所や道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通用具にて参集	同 上	同 上	同 上
その他		同 上	同 上	同 上	同 上

※ 参集途上、被災者の救命が必要となった場合には、当該救命活動を優先する。この場合、直ちに議会局に報告する。

※ 参集途上、参集に支障のない可能な範囲で災害情報を収集する。

参集時の判断基準



議員は、自身が被災することも想定し、災害時における自身の行動形態や議会局との連絡事項などについて、その伝達方法などを含めて家族間で定め情報を共有しておくことが必要である。

(3) 審議を継続するための環境の整理

災害によって本庁舎の施設や設備の機能が制限される状況において、議会の機能を維持するためには、必要となる資源の現状と課題を踏まえ、必要な資源の確保に向けた措置（対応）が必要である。

① 庁舎の建物・設備

議会局、議場、委員会室のある本館は、昭和42年に建築されており新耐震基準を満たす建物ではなく（平成22年に生存空間を確保するための耐震補強を実施）、給排水・空調設備においても、経年劣化が進んでいることから、大規模な地震においては、建物の全部又は一部に被害が発生するとともに、設備機能が停止するおそれが高い。そのため、本館が使用できなくなることを前提に、新耐震基準を満たす施設・場所を代替施設として確保することが必要である。例えば、本会議や委員会を開催できる機能を備えた施設・場所として、議会とパートナーシップ協定を締結している大学のホールや教室、また災害協定を視野に市内のホテルなども考えられるところであるが、根本的には新耐震基準を満たす施設の建設や改修という物理的かつ金銭的な課題を有しており、議会単独での措置は現実的ではない。そのようなことから、まずは新耐震基準を満たす施設として、庁舎新館の会議室などを代替施設（議会局の参集場所、災害対策会議の設置場所）として使用することについて、更には、庁舎近隣の公共施設である市民文化会館や歴史博物館のホールや会議室などの使用（会議の開催場所）について、市と協議する必要がある。

※新耐震基準を満たしていない市役所本館が使用不可となった場合の代替施設として新館7階特別会議室を想定（市業務継続計画より）

② 通信設備

現在、議会局には、災害時優先電話は配置（分配）されておらず、一般回線による固定電話のみであることから、災害時においては、その利用の集中・輻輳により、また回線の遮断などにより使用が著しく困難になるおそれが高い。そのため、まずは議会にも災害時優先電話の配置（分配）について、市と協議を進め配置するとともに、衛星電話や防災無線などを確保する必要がある。

※平成26年4月 災害時優先電話配置

③ 情報システム

現在、議会局では会議録検索システムと議員報酬システム、議員経歴管理システムの3システムを保有している。その管理については、議員報酬システムと議員経歴管理システムは

市のネットワークシステムを介さず議会局で管理し、会議録検索システムは市のネットワークシステムの中で管理をしている状態であるが、3システムはいずれも市のバックアップ体制によりデータの復旧は確保されている。(ICT部門の業務継続計画を策定)。しかし、庁舎間のネットワークが断線した場合には、会議録検索システムが一時的に利用できなくなる可能性がある。市の他のシステム管理との関連性から議会単独での措置は難しいところであるが、ネットワーク回線の二重化などの対策が必要である。

④ 備蓄品などの確保

阪神・淡路大震災の例では、災害発生4日経過後頃から救援物資の流通が軌道に乗り始めたことから、3日間分の非常用食料・飲料水を備蓄するのが基本的な考え方となっている。しかしながら、現在、市の地域防災計画では、市民を対象に1日分の食料しか確保されていない状況である。また、議会においても議員と議会局職員を対象とした食料などの備蓄品は確保していない。災害によっては、議員と議会局職員は、数日間議会に滞在し、継続的に業務に従事することが想定されることから、計画的に備蓄品などを確保する必要がある。

(イ) 非常用食料・飲料水

非常用食料と飲料水として、議員と議会局職員のあわせて50人の3日分の確保が必要である。なお、備蓄に当たっては、耐震性が確保された施設や倉庫により、適切に管理する必要がある。

※平成28年1月 非常食セット配備

※令和元年6月更新

(ロ) 簡易トイレ、防災毛布などの生活必需品

下水道や給排水・空調設備の機能停止に備えて、簡易トイレ(トイレパック)や防災毛布などの必要と考えられる生活必需品について、確保しておく必要がある。

※ 平成28年1月 災害用防災毛布、救急セット配備

(ハ) 災害被災者への対応

災害時には、庁舎が市民の避難場所として利用されることも想定され、その対応、支援に当たり生活必需品の提供も考えられることから、これらを見込んだ備蓄品などを確保しておく必要がある。

(ニ) 防災キットなどの確保

議員と議会局職員が速やかに参集できるよう、参集時の携帯品などの防災用具一式をまとめた防災キットと、緊急時の災害現場などへの移動用として、マウンテンバイクなどを

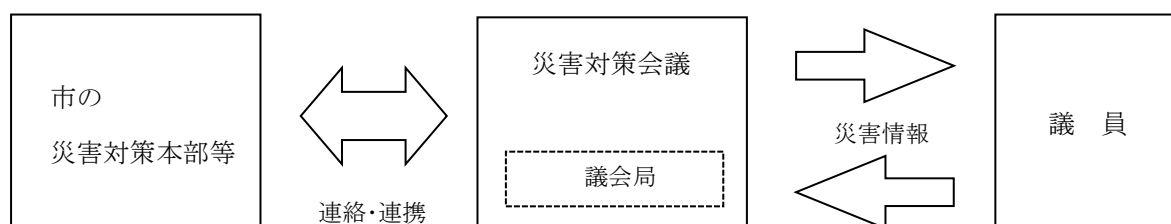
計画的に確保する必要がある。

※平成 27 年 5 月 サバイバルローラーバック配備

※平成 27 年 8 月 防災用（折畳式）ヘルメット議場配備

（４）情報の的確な収集

議会として適正な審議、決定を行うに当たっては、地域の災害情報を的確に把握することが前提となる。災害情報は、市の地域防災計画に基づき配備される初動支所班や関係機関などを介して、市の災害対策本部等に集積されることから、当該本部等を通して情報を得ることが効率的である。一方で、より地域の実情に詳しい議員には、地域から詳細な災害情報などが寄せられることも事実であり、議員の獲得する情報は非常に有益で市の災害情報を補完するものとなる。これらのことから災害情報を的確に把握し、災害対応に当たるためにはそれぞれの情報を共有することが大切である。そのためには、市の災害対策本部等と災害対策会議において、組織的な連絡・連携体制を確立しておくことが重要である。



※ 市の災害対策本部等に、議会局からあらかじめ指名した職員が参加する。（現在、市の災害対策本部等の会議には、議会局から局長と連絡調整班として 1 名の職員が参画している。）

※ 議員の情報提供・収集などは、緊急時などを除き可能な限り災害対策会議を窓口として行うものとする。

① 地域の災害情報の収集など

議員は、市の把握する災害情報に加えて、議員としての地域性や立場から、より地域の災害状況や市民の声を把握することが可能である。そのため、議員は災害対策会議からの参集の指示があるまでは、地域での救助活動などに協力するとともに、災害状況の調査や市民の意向の収集、把握に努めるものとする。議員が収集する災害情報は、市が把握しきれていない情報を補完するなど非常に有益ではあるが、一方でその情報の混乱と錯綜によって、結果的に市の迅速な災害対応の支障になるおそれもあることから、そのような事態を避けるとともに、災害情報の整理・分析の効率化につなげるため、あらかじめ情報収集事項を整理しておくことは重要である。なお、災害情報の収集においては、別添様式2「情報収集連絡表」を活用するとともに、市民への情報のフィードバックや議員間での情報の共有化を図るため、全ての議員に貸与されているタブレット端末を有効に活用するものとする。

② タブレット端末の活用

議員は、災害現場において災害写真などを撮影したときは、災害情報収集マニュアルに基づき、タブレット端末（会議（同期）システムの災害用フォルダ）に保存する。また、災害対策会議などにおいては、フェイスタイム（テレビ（音声）通話）を活用し、最新情報の共有化を図るとともに、効率的な会議の運営に努めるものとする。

6. 新型コロナウイルス感染症などの感染症に係る業務継続の体制及び活動の基準

(1) 感染症に係る発生段階別の考え方

新型コロナウイルス感染症では、各都道府県におけるステージ設定により注意喚起等が行われることになる。

滋賀県において策定された「コロナとのつきあい方 滋賀プラン」(※1)は、客観的な指標により県民の行動指針等を示されている。

大津市議会BCP(業務継続計画)第5版では、同プランの判断指標と大津市新型インフルエンザ等対策業務継続計画の発生段階をリンクさせて記述していたが、同プランの見直しの都度、市議会BCPの見直しが必要となることから、同プランは、議員及び議会局職員の日常生活における行動指針とし、市議会BCPにおいては参考指標とする。

一方、「大津市新型インフルエンザ等対策業務継続計画」は、新型インフルエンザ等の発生時における市の業務の継続を図るための計画であり、同計画に掲げられている発生段階(※2)に応じ必要な措置が講じられることから、同計画をもとに議会及び議会局における業務継続の体制及び活動の基準を示す。

※1 「コロナとのつきあい方 滋賀プラン」

各レベルの判断指標

■各レベルの判断については、参考指標も考慮し、総合的に判断を行う。判断にあたっては、専門家の意見も聴取

判断指標		レベル4 避けたいレベル	レベル3 対策を強化すべきレベル	レベル2 警戒を強化すべきレベル	レベル1 維持すべきレベル	レベル0 感染者ゼロレベル
医療体制等への負荷	① 最大確保病床の使用率	入院が必要な新型コロナウイルス感染症患者へ入院加療を提供できない状態	50%以上	—	—	—
	② 重症者用の最大確保病床の使用率	—	50%以上	—	—	—
	③ 人口10万人当たりの全療養者数	—	30人以上 (入院+自宅+宿泊)	10人以上 (入院+自宅+宿泊)	5人以上 (入院+自宅+宿泊)	5人未満 (入院+自宅+宿泊)
感染状況	④ 新規報告数	—	—	5人以上 /10万人/週	2人以上 /10万人/週	2人未満 /10万人/週
	⑤ 予測ツールによる3週間後の病床数	—	最大確保病床数を超過	—	—	—

【参考指標】
 ・大阪府、京都府等の近隣府県の感染状況 ・直近1週間と先週1週間の比較 ・実効再生産数(Rt)
 ・入院率 ・感染経路不明割合 ・PCR等検査陽性率

感染拡大防止対策

■ 感染拡大防止対策は、本県の感染状況や国の基本的対処方針等を踏まえ、柔軟に対応。

なお、施設の使用制限等を行う場合においても、状況に応じて認証制度やワクチン・検査パッケージの適用による制限の緩和等を行う場合がある。

【対策移行のイメージ】

レベル	レベル4	レベル3	レベル2	レベル1	レベル0
呼びかけ (※感染状況等に応じ、 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請等)	基本的な感染対策の実践				
	外出関連				
	イベントの開催上限の目安等				
	施設の使用制限(休業、時短等)				

※ 移行イメージ: 各対策項目の横軸にわたる矢印が示すように、レベル4からレベル0へと段階的に適用範囲が広がる。

※2 「大津市新型インフルエンザ等対策業務継続計画」

発生段階		状 態
第1段階	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
第2段階	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生しているが、国内では発生していない状態
第3段階	国内発生、県内・近隣都市（京都・大阪）未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内・近隣都市（京都・大阪）では新型インフルエンザ等が発生していない状態
第4段階	県内・近隣都市（京都・大阪）発生早期	県内・近隣都市（京都・大阪）で新型インフルエンザ等が発生しており、県内の全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
第5段階	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少にいたる時期を含む）
第6段階	小康期（再燃期）	国内の新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

(2) 業務継続（感染防止）体制の構築

第4段階（県内・近隣都市（京都・大阪）発生早期）以降においても、議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、その機関を構成する議員の感染防止が重要になる。議員及びその家族の感染防止策や健康観察を的確に行うことは、議会の機能維持にとって非常に重要であり、組織として感染防止を中心とした業務継続体制を構築する必要がある。

そのため、この体制は、議会と議会局の双方において構築し、第3段階（国内発生、県内・近隣市（京都・大阪）未発生期）の段階から、議会局では、2交替制勤務（1／2体制）の準備を進めるなど、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

① 議会局の体制

市において、業務継続計画における第4段階へ移行し、市のBCP本部会議において2交替制勤務が必要と判断した場合には、議会局職員は、通常業務を縮小・休止し、優先度の高い業務を行う。なお、3つの密回避のため、優先業務に支障のない限り、テレワーク環境により在宅勤務を活用する。

ア 議会局職員の行動基準

(イ) 第2段階＜海外発生期＞

- 国内発生期に備え、備蓄品（マスク、消毒液）の在庫確認、不足品の発注を行う。

(ロ) 第3段階＜国内発生、県内・近隣都市（京都・大阪）未発生期＞

- 毎朝、本人及び家族等の健康状況の把握を行うとともに、発熱及び風邪症状*¹がある場合は、出勤を控える。（別添様式4の活用）

*¹ 咳、咽頭痛、息切れ、全身倦怠感、下痢など。

- 時差勤務やテレワークによる在宅勤務等を活用するなどの感染防止策を講じる。
- 2交替制勤務に備え、各所属でグループ編成を行う。
- 感染予防のため議会フロア入口等への消毒液設置、マスク着用の徹底を図る。

◎ 「7. 議会局における業務継続のための業務仕分け」の確認

(ハ) 第4段階＜県内・近隣都市（京都・大阪）発生早期＞

- 第3段階時の行動基準を継続する。
- 市のBCP本部会議の決定に基づき、2交代制勤務及び執務室の分散等を実施する。

- 積極的に市との情報共有を行う。
- 議員及びその家族の健康状態の把握に努める。

(二) 第5段階<県内感染期>

- 第4段階時の行動基準を継続する。
- 流行等の状況に応じて継続する通常業務をさらに絞り込み、優先度の高い業務を行う。
- 議員に対しタブレット端末を活用し情報提供を積極的に行う。
- 感染予防、まん延防止のため議会フロアの定期的な換気及び消毒を実施する。
- 会議の開催に当たっては、3つの密に配慮するとともに、オンラインを活用するよう努める。

(ホ) 第6段階<小康期(再燃期)>

- 第4段階時の行動基準は継続する。
- 順次、通常の業務に戻す。
- 次の感染拡大に備えた対応を検討する。
- 議会フロアの定期的な換気及び消毒を実施する。
- 3つの密回避への配慮を継続する。

議会局職員の非常時優先業務

- 来庁者の氏名、連絡先の確認
- 職員の健康観察
- 議会局の執務場所の確保及び感染予防対策
- 議員の健康観察
- 議員からの要望等の取りまとめ体制の確保
- 災害対策会議の設置
- 市の危機対策本部等との連絡体制の確保
- 感染関係情報の収集・整理、議員への発信
- オンライン会議環境の設定

- 議場、委員会室などの会議場所の確保

※ 市の危機対策本部等…市の危機管理基本計画に基づく危機警戒本部及び危機対策本部、並びに市の新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく対策本部

議会局職員の2交替制勤務（1／2体制）基準

1 班	2 班
局 長	次 長（議会総務課長兼務）
議会総務課長補佐	議 事 課 長
議事課長補佐	
議会総務課 2名	議会総務課 2名
議 事 課 4名	議 事 課 5名

- 議会局職員は、市の危機対策本部等の組織体制に組み込まれており、危機対策本部等の指揮命令下にある。
- 市の危機対策本部等本部員に局長、連絡調整班員に議事課長補佐が選出されていることから、当該会議への出席を考慮し、同一の班とする。
- 1班が自宅待機中の場合、次長及び議事課長が上記会議へ出席する。

感染症事案における災害対策会議の概要

災害対策 会議の運 営	<p>災害対策会議の運営は、次の要領で行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催場所 第2委員会室又はオンライン上 (オンライン会議の場合でも議事進行者及び議会局職員は第2委員会室で会議に出席する) ・司会 局長 ・議事進行 議長 ・報告事項 市の危機対策本部等における協議・報告内容、議員と議会局職員の健康状態等 ・協議事項 議会としての今後の対応など ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・記録 会議の内容は、要点筆記で記録する ・写真 会議の状況を、記録写真として残す <p>・次第(例)</p> <p style="text-align: center;">第 回大津市議会災害対策会議</p> <p style="text-align: right;">日時： 年 月 日</p> <p style="text-align: right;"> : から</p> <p style="text-align: right;">場所：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ○○○について (報告) <ul style="list-style-type: none"> (仮) 市の危機対策本部等における協議・報告内容について 2. □□□について (協議) <ul style="list-style-type: none"> (仮) 議会としての今後の対応について 3. その他
-------------------	--

イ 議員への安否（健康状態）確認方法と確認事項

大津市役所本庁舎等で罹患者が確認された場合や災害対策会議等の開催に伴い議員等の健康状態を報告する場合、別添様式2「議員安否（健康状態）確認表」により、議員とその家族の健康状態等の確認を行う。

メールによる確認にあたっては、74頁の雛形③を参考に活用する。

（イ）議会局の情報通信端末が使用できる場合

議会局のパソコンなどから議員の携帯メール・タブレット端末に一斉送信、返信のない場合は、議会局の固定電話から議員の携帯電話や固定電話に連絡する。

なお、議長と副議長については、携帯メール・タブレット端末への送信に加えて、直接、電話により安否を確認する。

（ロ）議会局（庁舎）が立入り制限され使用できない場合

議会局職員（会派担当者）の携帯メールなどから議員の携帯メール・タブレット端末に一斉送信、返信のない場合は、議会局職員の携帯電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡する。

なお、議長と副議長については、議会総務課職員から携帯メール・タブレット端末への送信に加えて、直接、電話により安否を確認する。

健康状態確認事項

別添様式2「議員安否（健康状態）確認表」に基づき次の内容を確認する。

- 議員とその家族の健康状態
- 議員の所在地、連絡先

※ 登庁している議員の健康状態確認は、議会局職員が聞き取り、別添様式2「議員安否（健康状態）確認表」を作成する。

② 議会の体制

ア 災害対策会議の設置

議会は、議会機能を的確に維持するため、市の危機管理基本計画に位置づけられた危機対策本部の設置後、速やかに災害対策会議を設置し、必要に応じて災害対策会議を開催する。災害対策会議は、議長、副議長及び3人以上の議員で構成する会派の代表者で構成し、議会としての意思決定を行うに当たっての事前調整・協議の場としての役割を担うものとし、設置基準は次のとおりとする。

(災害対策会議)

構成員	議長	副議長	各会派の代表者
役職	委員長	副委員長	委員
主な任務	災害対策会議を設置し、会議の事務を統括する	委員長を補佐し、委員長が欠けた場合には、その職務を代理する	委員長の指示のもと、次の任務に当たる ○災害対策会議の運営に関すること ○議員の安否（健康状態）に関すること ○議員の参集に関すること ○本会議、委員会の開催に関すること ○本会議、委員会の協議事項などに関すること ○情報の収集・共有などに関すること ○市の対策本部等との連携に関すること ○その他、災害対応に必要と考えられること

※ 災害対策会議の任務として記載のある「本会議、委員会の開催に関すること」、「本会議、委員会の協議事項などに関すること」の2項目については、議会運営委員会の開催が可能な場合、災害対策会議の任務外とする。

※ 上記の取扱いについては、事象の第1回目の災害対策会議で協議し決定する。なお、決定後も、その後の協議で、取り扱いを変更することも可能とする。

災害種別	設置・解除の時期	設置場所	委員の参集時間	会議運営
感染症	市の危機対策本部の設置後、速やかに設置し、当該本部の解除等をもって解除する	議会局 (第2委員会室 又はオンライン上)	議会局から参集場所等の指示を受けた後、自身の健康状態を確認し、速やかに参集する	会議の進行は、委員長が行う 協議事項は、委員長が決定する

※ 災害対策会議の議員の参集方法、服装、携帯品は、議員の参集基準と同様とする。(42頁)

(市の危機対策本部の解除前に災害対策会議を解除した事例)

新型コロナウイルス感染症に伴う事象時には、特措法に基づく緊急事態解除宣言後、執行部においては、同法に基づく対策本部から、市危機管理基本計画に基づく危機対策本部に切り替え（令和2年5月26日）られた。

また、県内においては、同年5月24日から6月6日までの14日間連続して、感染経路不明の感染者が確認されていないことから、6月7日から「コロナとのつきあい方滋賀プラン」におけるステージが「警戒ステージ」から「注意ステージ」へ移行したこと等を踏まえ、会議は解除した。

なお、新型コロナウイルス感染症の次の感染拡大も懸念されることから、その状況により、改めて設置等について検討していくことになった。

イ 議員の基本的行動

議員は、第3段階<県内・近隣都市（京都・大阪）未発生期>以降、自身と家族の健康観察を行い、健康状態に異常がない場合、次の活動を行う。なお、自身又は家族に発熱及び風邪症状等がある場合は、登庁を控えるとともに議会局へ報告する。さらに、議員としての立場（非代替性）を踏まえて、活動に当たらなければならない。

- ◆ 感染防止対策を講じて、住民の要望等の収集に努める。
- ◆ 第5段階には、不要不急の外出を自粛する。
- ◆ 議会局からの提供情報を随時確認するとともに、連絡体制を常時確保する。
- ◆ 災害対策会議の議員は、災害対策会議が開催される場合、上記にかかわらず災害対策会議の任務に当たる。
- ◆ 議長や災害対策会議からの指示等を確認するとともに、指示等に応じた行動を行う。
- ◆ 議会局等を通じて得られた情報等を活用し、感染防止対策を講じた上で、住民への情報提供に努める。
- ◆ 本人又は同居家族が濃厚接触者として指定された場合、PCR検査等を受検する場合には議会局へ報告する。また、PCR検査等の結果が判明した場合も議会局へ報告する。

ウ 発生時期に応じた議員の行動基準

(イ) 第3・4段階<国内発生、県内・近隣都市（京都・大阪）未発生期・発生早期>

- 毎朝、本人及び家族等の健康状況の把握を行う。（別添様式4の活用）
- 発熱及び風邪症状がある場合は、登庁（外出）を控え、議会局へ報告する。
- 登庁（外出）時は、マスク等の着用、手洗い等の感染予防対策の徹底を図る。
- 当面の議会活動内容について検討を行う。

(ロ) 第5段階<県内感染期>

- 第3・4階時の行動基準を継続する。
- 議員は、不要不急の外出を自粛する。
- 議員活動にあたっては3つの密に配慮するとともに、オンライン会議システムを活用するよう努める。

- 市においても業務継続計画に基づく業務体制が実施されていることから、執行部の状況を踏まえ負担軽減に配慮する。

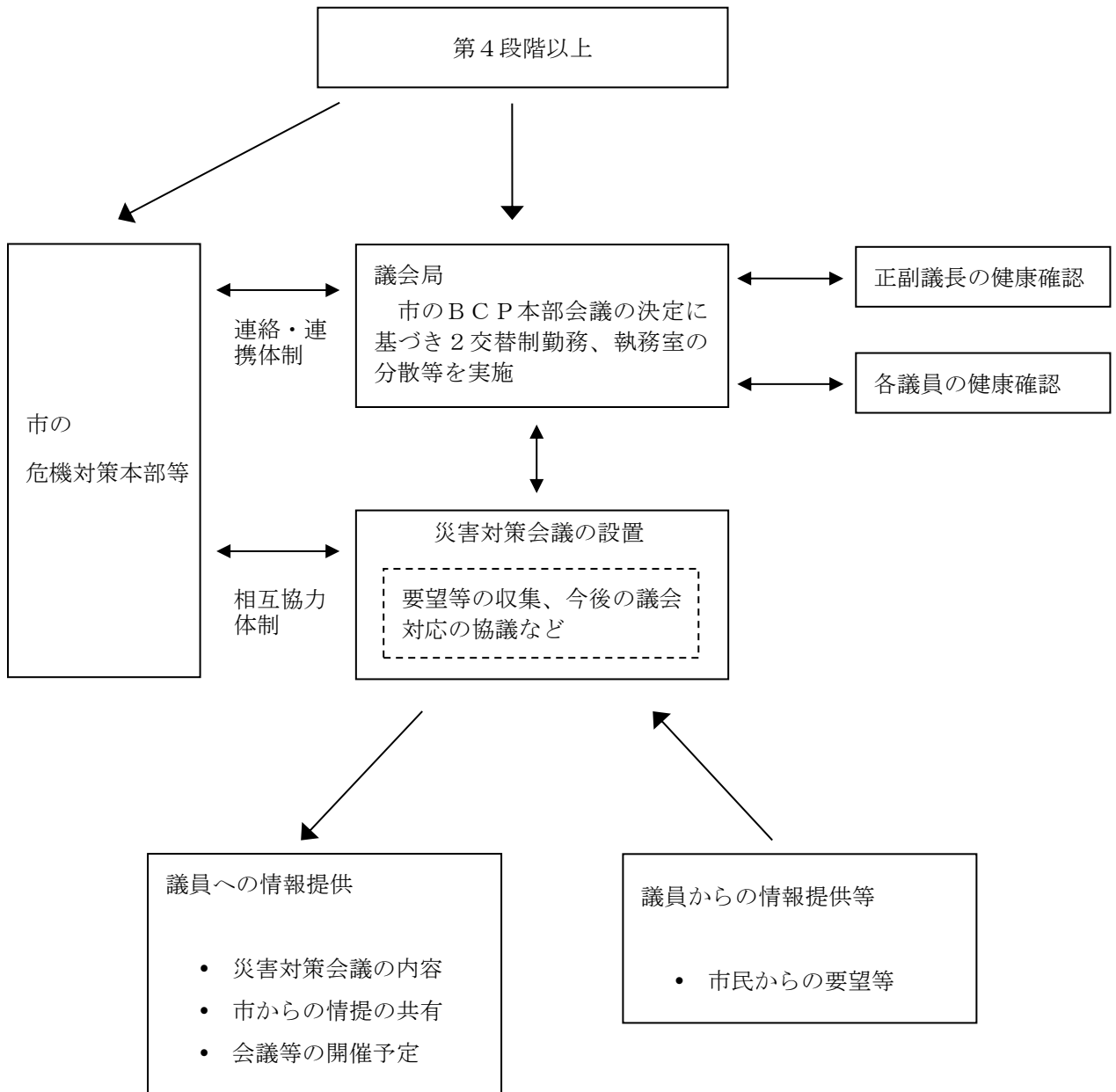
(ハ) 第6段階<小康期(再燃期)>

- 第3・4段階時の行動基準を継続する。
- 順次、通常の議員活動に戻すとともに、次の感染拡大に備えた対応を検討する。

エ 災害対策会議などの指揮・命令系統

14頁記載と同じ

第4段階以上の議会・議会局の行動の流れ

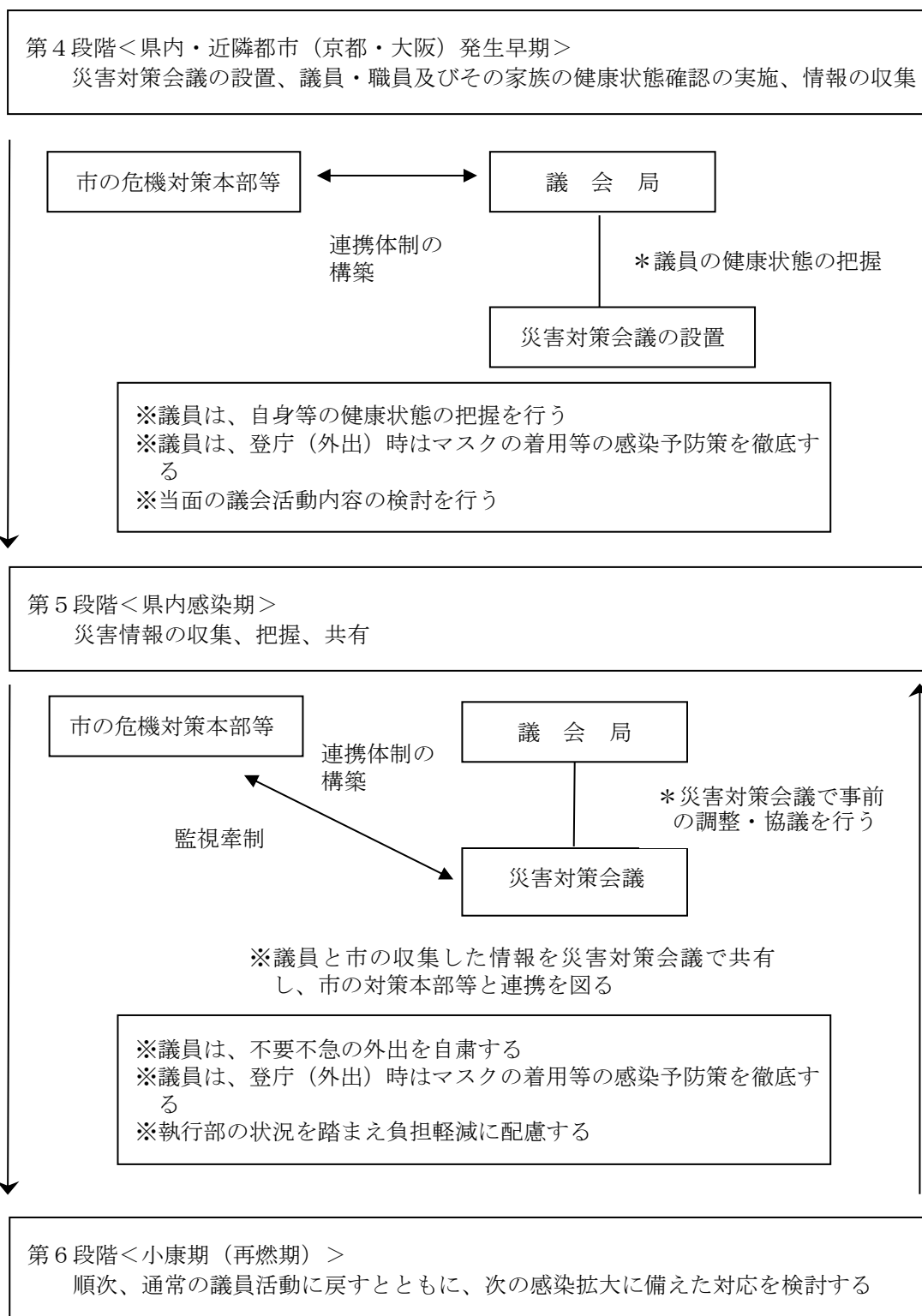


(3) 行動時期に応じた活動内容の整理

発生からの時期に応じて求められる行動や役割は大きく変化することから、それぞれの発生段階に応じた行動形態や行動基準を定めることは重要であり、発生段階等に応じた基本的行動パターンとして整理するものである。なお、第6段階から平常時に移行していく段階では、次の感染拡大への備えや特別対策が市において実施されることが考えられる。時期を逸することなくスピード感を持って、議会機能を発揮する必要がある。

① 行動形態

感染症発生時の行動形態は、次のとおりとする。



② 行動基準

議会局職員、議会・議員、災害対策会議の行動基準は、次のとおりとする。

なお、新型インフルエンザ等への対応は、様々な要因によって左右されるため、下記行動基準については、弾力的に運用する。

時 期	議会局職員の行動	議会・議員の行動	災害対策会議の行動
【第2段階】 海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄品（マスク、消毒液）の在庫確認 ・不足品の発注 		
【第3段階】 国内発生、県内・近隣都市（京都・大阪）未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及びその家族等の健康状態の把握 ・時差勤務、テレワークによる在宅勤務の活用 ・消毒液の設置 ・マスクの着用 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及びその家族等の健康状態の把握 ・発熱及び風邪症状がある場合は、登庁（外出）を控え、議会局へ報告 ・登庁（外出）時は、マスクの着用、手洗い等の感染予防対策を図る ・市民からの要望等の収集 	
【第4段階】 県内・近隣都市（京都・大阪）発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ・第3段階行動基準を継続 ・執行部との積極的な情報共有を図る ・議員及びその家族の健康状態の確認 ・市BCP本部会議の決定に基づき2交代制勤務等の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策会議の設置 ・災害対策会議開催の検討 ・市の業務継続計画の発令に備え、当面の議会活動内容について検討を行う
【第5段階】 県内感染期	<ul style="list-style-type: none"> ・第4段階の行動基準を継続 ・タブレット端末を活用し議員への積極的な情報提供 ・通常業務を絞り込み、優先度の高い業務を行う ・議会フロアの定期的な換気及び消毒の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3・4段階の行動基準を継続 ・オンライン会議システムの活用 ・不要不急の外出を自粛 ・執行部の状況を踏まえ負担軽減に配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ災害対策会議の開催
【第6段階】 小康期（再燃期）	<ul style="list-style-type: none"> ・第4段階の行動基準を継続 ・順次、通常業務の再開 ・議会フロアの定期的な換気及び消毒の実施 ・3密回避への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3・4段階の行動基準を継続 ・通常の議員活動に戻す 	<ul style="list-style-type: none"> ・次の感染拡大に備えた対応の検討

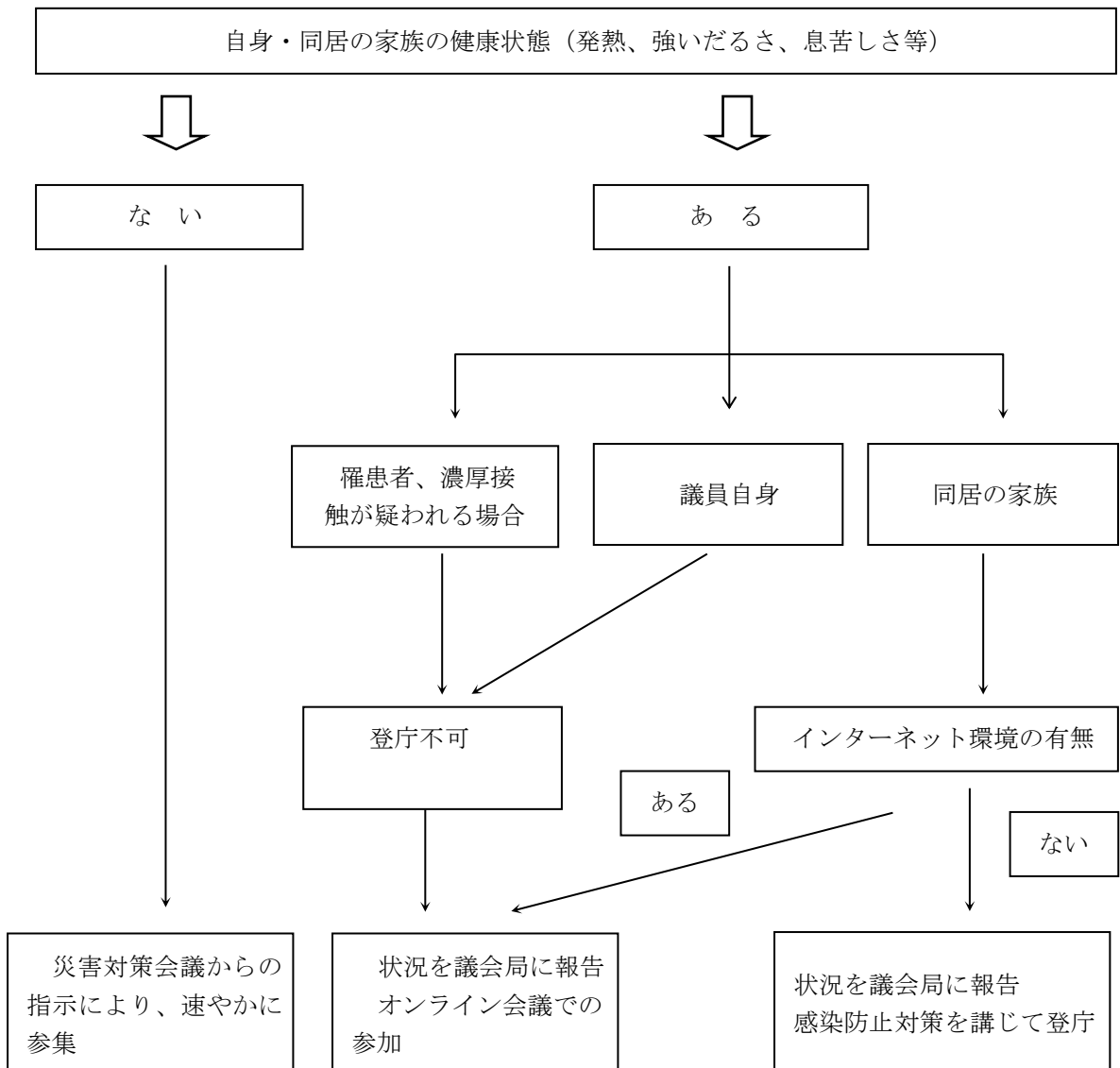
③ 議員の参集方法など

議員は、災害対策会議から参集の指示があった場合には、自身と家族の健康状態を把握した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の健康状態により参集できない場合には、必ずその旨を議会局へ報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

議員の参集基準

災害種別	参集方法 (手段)	参集場所	服 装	携帯品
感染症	感染防止の観点から人との接触を極力避ける方法で参集する(自家用車等)	第2委員会室又は議会局が指定する場所	通常の服装	マスク等 タブレット

参集（登庁）時の判断基準



※議員は、自身が感染することも想定し、自身の行動形態や議会局との連絡事項などについて、その伝達方法などを含めて家族間で定め情報を共有しておく必要がある。

(4) 審議を継続するための環境の整理

① オンライン会議システムの活用

今回の新型コロナウイルス感染症については、令和2年4月7日、7都府県に対して緊急事態宣言が発出され、さらに、同年4月16日には全国に拡大され、同年5月25日の5都道県解除まで、約2か月間にわたり不要不急の外出自粛等の措置がとられた。

大津市議会においては、同年5月18日の令和2年招集会議が予定される中、感染拡大防止策を種々講じての会議開催となり、議会の本質的活動である本会議や各委員会が「3つの密の場」として開催が危ぶまれるなど、これまでの取り扱いを一定制限することとなった。

感染症にあっては、人が集まることで感染リスクが高まることもあり、今後は、十分な審議を確保する上で、技術革新が進むオンライン会議システムの導入が必要である。

オンライン会議システムを活用した本会議の開催は、現行地方自治法の規定により実施ができないが、実施できるよう地方自治法の改正を求め、令和2年6月通常会議及び令和3年11月通常会議において意見書を可決、送致した。また、令和3年7月及び令和4年2月には、総務大臣その他の関係機関に対し地方自治法の改正についての要望活動を行うとともに、全国市議会議長会及び全国中核市議会議長会の賛同を得て両議長会からも関係大臣に対し要望活動が行われた。さらに、防災訓練の一環としてオンライン会議システムを活用した「オンライン模擬本会議」を開催し、オンライン会議システムによる本会議開催が実務的に可能であることを実証した。今後も、他の市議会とも連携して働きかけを実施することが必要である。

また、委員会におけるオンライン会議の開催は、一定の対策等を講じることで、差し支えないとの総務省通知を受け、令和3年5月招集会議において委員会条例等の一部改正を行い、オンライン会議システムを活用した委員会の開催を可能とし、同年度中にオンライン会議システムを活用して議会運営委員会及び4常任委員会を開催した。

今後は、執行部においてハード、ソフトの整備を進めていくことが必要である。

一方、災害対策会議や議員間の意見交換の場等についても、オンライン会議システムを積極的に活用していく。

② 備蓄品などの確保

世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症については、滋賀県内で 100 名、大津市民 31 名（うち 1 名死亡）、市職員 11 名、その家族 8 名（令和 2 年 5 月末時点）の感染者が確認された。市内で初めて感染者が確認されてから、約 2 か月間にわたって感染が拡大し、学校の休校や施設等の閉鎖が続くなど、市民生活に大きな影響を与えた。また、感染予防対策のためのマスクや消毒液等が入手できない状況があった。

これまで議会においても議員、議会局職員と傍聴者を対象としたマスクなどの感染防止備蓄品は確保していなかったが、感染症の影響は長期に及ぶとともに、一旦収束しても次の感染拡大も予想されることから、議員と議会局職員が継続的に業務に従事することができるよう、また傍聴者への配慮も必要なことから、計画的に備蓄品などを確保する必要がある。

（イ）マスク

感染症の感染防止対策として、議員と議会局職員のあわせて 57 人の 60 日分（約 3,500 枚）の確保が必要である。なお、備蓄に当たっては、品質が保たれる環境において、適切に管理する必要がある。

（ロ）消毒液

感染症の感染防止対策として、消毒液（アルコール濃度 70%～83%）は、個人の手指衛生の徹底のため、また、議会フロア内の共用部分の消毒のため一定数量の確保が必要である。

なお、消毒液については、アルコール過敏症の方に配慮した消毒液も合わせて確保するとともに、使用期限が設けられていることから、定期的な更新が必要となる。

③ 一般傍聴者への対応

感染症発生段階別において設定されている第 4 段階（県内・近隣都市（京都・大阪）発生早期）移行時については、3 つの密を回避するため、本会議や委員会等の一般傍聴について検討する必要がある。なお、一般傍聴に替わる手法（委員会のインターネット中継）の整備が今後必要となる。さらに、インターネット環境を有しない方への対応については、感染に係る追跡ができるよう氏名・連絡先を確認の上、傍聴を認めることになる。

(5) 情報の的確な収集・発信

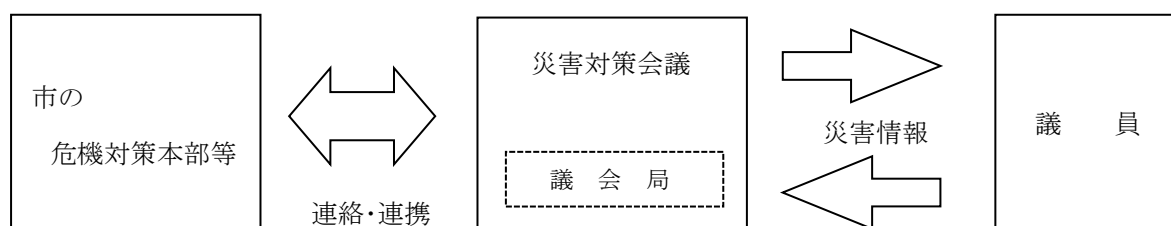
議会として適正な審議、決定を行うに当たっては、国や県の動向及び地域の実情を的確に把握することが前提となる。市において事案発生による業務継続計画が発動されると、通常業務から優先度の高い業務へ人員が集中されることになる。こうした状況下において、議事機関としての議会の監視機能を維持することは必要である。

そのため議会は、執行部の業務継続計画の進捗状況や、市民の置かれている状況の把握の現状などの情報を共有することを基本として、議会としての権能を最大限発揮できるように努める。

一方、執行部が混乱している状況において、執行部への負担軽減を図ることも必要であり、バランス感覚を保ちながら執行部と協力し、市民福祉の向上を図っていくことが重要である。

また、市民の不安や要望等に耳を傾け、情報発信することは、地域に根ざした議員にとっても重要な活動である。

今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の教訓として、執行部から議会への情報提供が少なかったという事案を踏まえると、災害対策会議の開催にあたっては、今後の市の取り組み等を的確に把握するため、必要に応じて執行部を招聘し、意見交換をすることが必要である。



※ 市の危機対策本部等に、議会局からあらかじめ指名した職員が参加する。(現在、市の危機対策本部等の会議には、議会局から局長と連絡調整班として1名の職員が参画している。)

① 地域の要望等の収集・発信など

議員は、市の把握する情報に加えて、議員としての地域性や立場から、より地域の状況や市民の声を把握することが可能である。そのため、議員は感染防止対策を講じた上で、市民の要望等の収集、把握に努めるものとする。議員が収集、把握した要望等の執行部への発信については、執行部の人員及び業務体制に鑑み、議会局を通じて行う。また、議員は市民の不安を払拭するため、市の情報や執行部からの回答等をもとに情報発信を行うことも重要である。そのため、議員間での市の情報の共有化を図るため、全ての議員に貸与されているタブレット端末を有効に活用するものとする。

② タブレット端末の活用

議員は、貸与されているタブレット端末を有効に活用し、常に情報の受発信に努める。また、感染拡大防止の観点からも、オンライン会議システム等を活用する。

(6) 議員・議会局職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の業務体制等

① 議会フロアの立入り制限

- ・ 感染者の確認当日は、執務室等の消毒作業が完了し、濃厚接触者が確定するまでの間、執務室等への市民等の立入りを制限する。ただし、濃厚接触者が翌日以降に確定される場合、執務室等への市民等の立入り制限を継続する。また、議会フロアを含め、クラスター発生が認められた場合は、2日間市民等の立入りを制限する。
- ・ 議会フロア（本館3階東側）が立入り制限された場合、委員会室（本館4階東側）を活用する。

※ 必要に応じ、委員会室等（本館4階東側）を併せて立入り制限することもある。
その場合は他の業務場所を確保する。

- ・ 市BCP本部会議において本庁舎への立入り制限が決定された場合、制限が解除されるまでの間、議会フロアについても、議員・議会局職員の立入り制限を実施する。なお、立入り制限中、緊急事案が発生した場合は、必要最小限の人員により対応する。

② 議会フロアの消毒

- ・ 委託業者により実施
- ・ 職員が実施する場合は、消毒液による清拭を行う。
- ・ 消毒液、手袋等は職員支援室で配備しているものを使用

③ 罹患者等の復帰基準

対 象 者	復 帰 基 準						
<p>1 罹患者（PCR検査で陽性となった議員及び職員） ※ 退院基準</p> <table border="1" data-bbox="261 331 707 1064"> <tr> <td data-bbox="261 331 707 577">1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合</td> <td data-bbox="707 331 1399 577">発症から7日が経過し、かつ、症状軽快後24時間が経過した場合。ただし、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 577 707 902">2) 人工呼吸器等による治療を行った場合</td> <td data-bbox="707 577 1399 902"> ① 発症から15日が経過し、かつ、症状軽快後72時間が経過した場合。 ただし、20日間経過するまでは、退院後も適切な感染予防策講じるもの。 ② 発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 902 707 1064">3) 新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者</td> <td data-bbox="707 902 1399 1064">無症状患者の療養解除基準についても、検体採取日から7日間を経過した場合。ただし、10日間を経過するまでは検温など自身による健康状態を確認等。</td> </tr> </table>	1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合	発症から7日が経過し、かつ、症状軽快後24時間が経過した場合。ただし、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底を図る。	2) 人工呼吸器等による治療を行った場合	① 発症から15日が経過し、かつ、症状軽快後72時間が経過した場合。 ただし、20日間経過するまでは、退院後も適切な感染予防策講じるもの。 ② 発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合。	3) 新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者	無症状患者の療養解除基準についても、検体採取日から7日間を経過した場合。ただし、10日間を経過するまでは検温など自身による健康状態を確認等。	
1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合	発症から7日が経過し、かつ、症状軽快後24時間が経過した場合。ただし、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底を図る。						
2) 人工呼吸器等による治療を行った場合	① 発症から15日が経過し、かつ、症状軽快後72時間が経過した場合。 ただし、20日間経過するまでは、退院後も適切な感染予防策講じるもの。 ② 発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合。						
3) 新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者	無症状患者の療養解除基準についても、検体採取日から7日間を経過した場合。ただし、10日間を経過するまでは検温など自身による健康状態を確認等。						
<p>2 感染が疑われる議員及び職員</p> <table border="1" data-bbox="261 1108 707 1496"> <tr> <td data-bbox="261 1108 707 1265">1) 濃厚接触者（保健所の調査により濃厚接触者と判断された議員及び職員で、PCR検査が陰性）</td> <td data-bbox="707 1108 1399 1265">罹患者との最終接触日から5日経過後。ただし、10日間を経過するまでは検温など自身による健康状態を確認</td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 1265 707 1350">2) 濃厚接触者ではないが、PCR検査を受検</td> <td data-bbox="707 1265 1399 1350">検査結果が出るまで自宅待機。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 1350 707 1496">3) 発熱等の風邪症状がある者で、医師の診断でPCR検査等の受検が必要ないと診断された場合</td> <td data-bbox="707 1350 1399 1496">風邪症状が改善した日、又は医師が職場復帰可能と判断したとき。</td> </tr> </table>	1) 濃厚接触者（保健所の調査により濃厚接触者と判断された議員及び職員で、PCR検査が陰性）	罹患者との最終接触日から5日経過後。ただし、10日間を経過するまでは検温など自身による健康状態を確認	2) 濃厚接触者ではないが、PCR検査を受検	検査結果が出るまで自宅待機。	3) 発熱等の風邪症状がある者で、医師の診断でPCR検査等の受検が必要ないと診断された場合	風邪症状が改善した日、又は医師が職場復帰可能と判断したとき。	
1) 濃厚接触者（保健所の調査により濃厚接触者と判断された議員及び職員で、PCR検査が陰性）	罹患者との最終接触日から5日経過後。ただし、10日間を経過するまでは検温など自身による健康状態を確認						
2) 濃厚接触者ではないが、PCR検査を受検	検査結果が出るまで自宅待機。						
3) 発熱等の風邪症状がある者で、医師の診断でPCR検査等の受検が必要ないと診断された場合	風邪症状が改善した日、又は医師が職場復帰可能と判断したとき。						
<p>3 同居家族が濃厚接触者の指定を受けた議員及び職員（同居家族が濃厚接触者に指定される等によりPCR検査を受検）</p>	<p>検査結果が出るまで自宅待機。 家族が陽性の場合：1又は2の1)のとおり。 家族が陰性の場合：検査結果後、職場復帰可能。</p>						

※ 令和3年2月25日付、健感発0225第1号、厚生労働省健康局結核感染症課長通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」

※ 令和4年1月28日付一部改正「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」

※ なお、市において、引用基準の変更等があった場合は、その取扱いとする。

④ 職員の業務体制

ア 感染者の発生当日

- ・ 保健所による濃厚接触者の確定
- ・ 別室において、電話対応など、市民等と直接接しない方法で業務を継続する。

イ 発生2日目

- ・ 立入り制限の期間が翌日以降となる場合（発生当日に濃厚接触者の確定がされていない等）は、電話対応など、市民等と直接接しない方法で業務を継続する。
- ・ 議会フロアの消毒が完了し、濃厚接触者が確定した場合は、議会局執務室での業務を再開し、濃厚接触者のうち陰性であった者が復帰するまでの間（最大 14 日目まで）は、本計画に基づき、優先すべき業務を選定し、次のとおり応援体制を組む。

ア 課内の人員で継続できる場合

事業仕分けの A・B に該当する業務を行う。

イ 課内の人員では継続できず、局内の人員で継続できる場合

局内で出勤できる職員を特定し、事業仕分けの A に該当する業務を行う。

ウ 局内の人員で継続できない場合

必要になる人員を速やかに総務部長に報告し、応援を得て事業仕分けの A に該当する業務を行う。

※ なお、局長及び所属長は、優先業務を最優先として、執行部への職員の派遣に協力する。

- ・ 隔週の 2 交替勤務を実施していた場合は、在宅勤務者が議会局執務室での勤務にあたり、業務を継続する。

(議会局職員の2交替制勤務等を実施した事例)

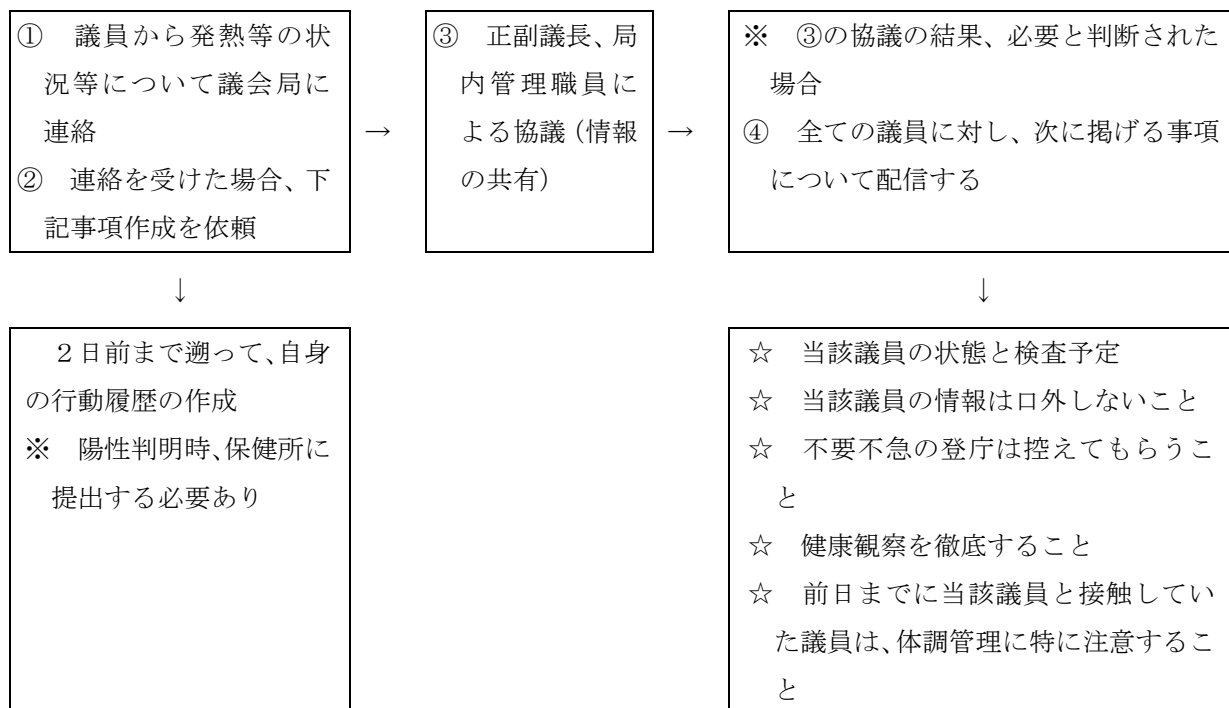
国からの要請(出勤者の7割削減)や市職員の感染に鑑み、令和2年4月17日付け、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための2交替制勤務の実施について」通知があり、議会局職員においても4月20日(月)から5月31日(日)まで2交替制勤務となった。

当初は、1日ごとの交替勤務であったが、同年5月7日(木)からは、1週間ごと(月～金)の交替勤務となった。

また、本庁舎内において感染者が10人を超え、集団感染が発生している現状により、令和2年4月21日付け、「本庁舎の閉鎖について」通知があり、同年4月25日(土)から5月6日(水)までの12日間本庁舎(消防局、企業局を除く。)が閉鎖されるとともに、約1,200名が自宅待機となった。

⑤ 議員が医師の診察を受ける場合の情報の共有

議員に発熱等の症状があり、医師の診察を受けることとなったときは、次により情報を共有する。



※ 議員から続報が入った場合は、状況に応じて②の協議を行い、当該議員の体調に大きな変化があった場合は、項目を絞って③の連絡を繰り返す。

※ 議会局職員について準用する。

⑥ 議員が罹患した場合の情報の公開

ア 感染者情報の公表

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第16条では、県知事等は収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の予防のための情報を積極的に公表しなければならないとされており、さらに同条第2項では、前項の情報を公表するにあたっては、個人情報の保護に留意しなければならないとされている。

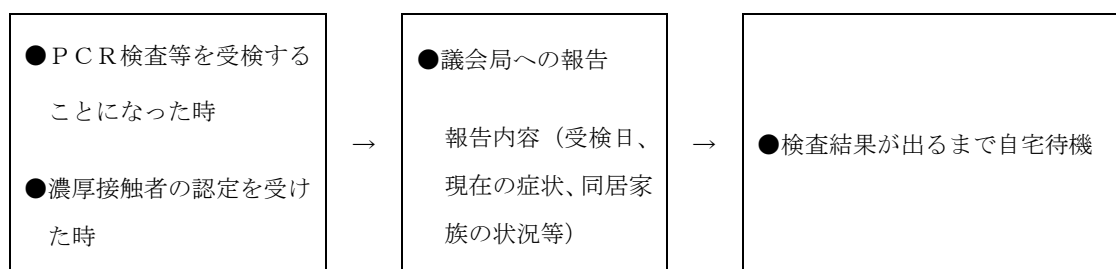
新型コロナウイルス感染症に関する情報の公表については、感染症法第16条を踏まえ、「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」（令和2年2月27日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）を参考にしつつ適切な情報の公表に努めていただく旨の依頼がある。

国による上記内容を踏まえ、大津市議会議員が感染症（公表が必要なもの）に感染した場合、国の方針及び県の公表内容に従い、大津市議会として必要な情報を公表する。

なお、公表については、記者発表及びホームページでの方法で実施する。

イ 情報伝達フロー

（イ）議員や同居家族が保健所や医療機関の指示によりPCR検査、抗原検査を受ける場合等

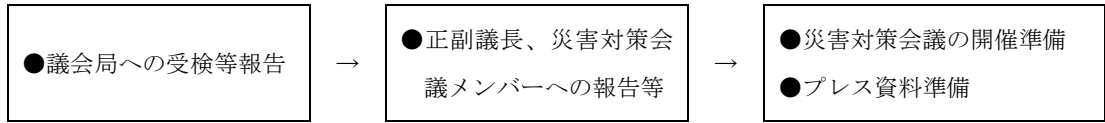


※ 上記検査結果が判明した場合、直ちに議会局へ報告する。

※ 議員が濃厚接触者となった場合の復帰基準は、罹患者との最終接触日から5日間経過後。ただし、10日間を経過するまでは検温など自身による健康状態の確認等を行う。

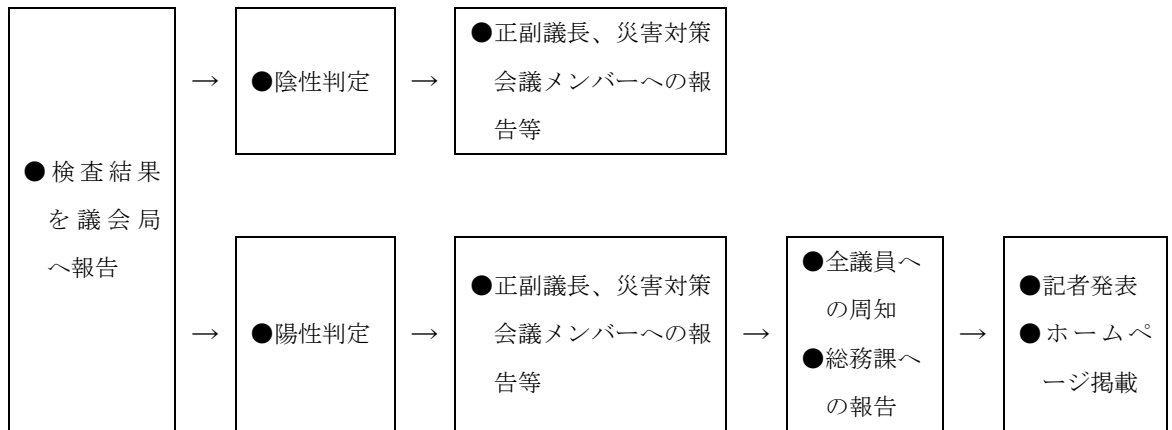
(ロ) 議会局対応

1) 議員から検査受検等の報告を受けた後



※ 同居家族が受検等の場合は、正副議長への報告までとする。

2) 議員や同居家族の検査結果報告を受けた後



※ 議員への感染拡大等の状況により協議等が必要となった場合は、災害対策会議を招集する。

※ 同居家族の検査結果については、正副議長への報告までとする。

(ハ) 上記(イ)(ロ)は、議会局職員について準用する。

7. 議会局における業務継続のための業務仕分け

議会総務課	優先度
議会の予算、決算及び経理に関すること	A
当初・補正予算編成、執行管理事務	A
収支計画書の作成（毎月）	B
決算見込編成事務	B
支出負担行為、支出命令書等の作成	A
議員報酬及び費用弁償に関すること	A
報酬・期末手当の支出処理	A
所得税、市県民税の支出処理	A
費用弁償の支出処理	B
職員の任免、服務、分限及び懲戒に関すること	A
会計年度任用職員の任免	A
議会局職員の服務規律の保持	A
議会局職員の分限及び懲戒に対する諮問書の作成	A
市議会議員共済会に関すること	A
共済費（公費負担分）の支出処理	A
議員年金受給者に対する異動処理	A
公印の保管に関すること	A
交際、儀式及び渉外に関すること	B
議長交際費等の執行	B
議員表彰	B
後援名義事務	B
議長会に関すること	B
全国・近畿市議会議長会用務	C
各種協議会（温泉、高速道路、基地、中核市、県庁所在等）用務	C
滋賀県市議会議長会用務	B

議会総務課	優先度
議会局の一般庶務に関すること	C
文書の收受、発送、保存	B
事務機器等の維持管理	C
正副議長の秘書に関すること	B
日程調整用務	B
随行用務	C
政務活動費に関すること	B
政務活動費の交付、執行管理	B
報告書のチェック（年2回）	C
ホームページへの掲載（情報公開）	B
議会災害対策会議に関すること	A
委員との連絡調整	A
会議の運営、会議録作成	A
会議内容の配信	A
議会局内他課の所管に属さない事項に関すること	C
議会関係例規の制定及び改廃に関すること	A
例規案の作成、公報への掲載	A
関係課との調整	B
政治倫理審査会に関すること	A
審査会の設置・運営、会議録の作成	A
審査会資料の作成	A
審査結果等の公表	A
政策検討会議に関すること	B
正副座長との打合せ（会議日程等の作成等）	B
会議資料の作成	B
会議の運営、会議録の作成	B
関係課等との調整	B

議会総務課	優先度
議会活性化検討委員会に関すること	C
正副委員長との打合せ（会議日程等の作成等）	C
会議資料の作成	C
委員会の運営、会議録の作成	C
関係課等との調整	C
議会ミッションロードマップに関すること	B
進行管理	B
評価・検証	B
議員研修会に関すること	C
研修会の立案、開催	C
研修内容の公開	C
各種の調査並びに資料の収集及び保管に関すること	C
他都市へ回答した調査事項の集計結果の整理、保管	C
その他議会関係資料の整理、保管	C
照会事項の処理に関すること	C
他都市議会からの照会事項の受付、担当部局への依頼	C
回答の作成、送付	C
議会図書室の企画運営に関すること	C
購入図書の選択、購入	C
図書の整理	C
市立図書館及び大学図書館との連携（レファレンス活用）	C

議 事 課	優先度
本会議に関すること	A
正副議長との打ち合わせ（議事日程、議事次第等の作成）	A
本会議の運営補助	A
本会議資料のデータ格納	A
議会において行う選挙	A
発言通告内容等の事前確認	A
議場放送設備等の操作	A
常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに全員協議会に関すること	A
正副委員長等との打ち合わせ（議事日程・議事次第等の作成）	A
委員会等の運営補助	A
担当部局との調整、委員会等資料の整理・確認、データ格納	A
議案の受理並びに決議案及び意見書案の処理に関すること	A
議案書の受領、議員への配布	A
決議案及び意見書案の受付、内容等の確認	A
決議案及び意見書案の議案形式の整理	A
可決された意見書の送付	A
請願、陳情等の受理及び処理に関すること	A
請願の受付、内容確認、議員への配布、請願文書表の作成	A
請願者との連絡調整	A
請願の審査結果を請願人に通知	A
陳情等の受付、内容確認、回覧	A
議決事項の処理に関すること	A
議決条例及び予算の市長への報告	A
会議結果の市長への報告	A

議 事 課	優先度
傍聴人に関すること	A
傍聴のしおりの作成	C
本会議、委員会等における傍聴人資料の整理、準備	A
傍聴人の対応	A
議会広報及び広聴に関すること	A
市議会だよりの編集、発行	B
市議会ホームページの更新及びメール配信	A
市議会フェイスブック、ユーチューブの更新	C
市議会テレビ番組の企画等	C
本会議の傍聴人からのアンケートの回収、整理	C
議会に対する意見、メール等の整理、議員への配信等	B
各種市民団体と議会との意見交換会の開催	C
会議録及び諸記録の調製編さんに関すること	B
本会議及び委員会音声データの反訳業者への送信	B
反訳に必要な資料の作成	B
会議録の校正、確認	B
その他議事に関すること	B
各派代表者会議	B
各派幹事長会議	B
会派に関する事務	C
各種統計に関すること	C
市政概要の資料作成依頼、資料のとりまとめ、印刷作成	C
大津市の概要の作成、印刷作成	C
議決証明の交付に関すること	A
議決証明書交付申請の受付	A
議決証明書の交付	A

議 事 課	優先度
行政視察に関すること	C
他都市からの視察依頼の受付	C
視察依頼先との調整	C
視察項目に対応する説明員の派遣、資料の作成依頼	C
視察当日の司会進行	C
議会広報広聴委員会に関すること	B
正副委員長等との打ち合わせ（議事日程、議事次第等の作成）	B
委員会資料の作成	B
委員会における説明	B
委員会における運営補助	B
市議会情報システムに関すること	B
タブレット端末の管理、運用	B
議場及び委員会室の放送設備の保守、管理	B

<優先度 A> 【継続すべき優先業務】

<優先度 B> 【縮小すべき業務】

<優先度 C> 【停止・休止の可能な業務】

8. 議会の防災計画と防災訓練

(1) 地域の災害情報の収集など

地域防災計画は、災害対策基本法に基づく法定計画として市において作成されたものであり、予防から救援、応急対策、復旧・復興までを視野に入れた総合的な計画である。このたび、議会BCPを作成し、非常時における議会の機能維持に向け、議会や議員の役割を明確にするとともに、議員の具体的な行動基準などを定めたところであるが、この検討においては、多様かつ広範囲な意見が積極的に交換され、議会BCPの検討事項に加えて減災対策など長期的な視点をもって取り組むべき事項（防災計画）や、議会の役割を明記した総合的な観点を踏まえた防災に係る条例の必要性が明確となったところである。今後、議会としての防災計画や、(仮称)防災基本条例の策定に向けた取り組みが求められるところである。

※平成 27 年 4 月 大津市災害等対策基本条例（議員提案）の制定

(2) 議会の防災訓練

議会BCPの作成を踏まえ、災害時における議会と議会局の体制や行動基準、非常時優先業務の内容などを検証・点検し、より実効性のあるものとするため、併せて災害に対する危機意識を高める観点から、議員と議会局職員を対象とした防災及び減災並びに危機管理に関する研修会又は訓練を毎年 1 回は実施することが必要である。

※平成 26 年 11 月 4 日 市議会防災訓練の実施

※平成 27 年 11 月 4 日 市議会防災訓練の実施

※平成 28 年 11 月 25 日 市議会防災訓練の実施

※平成 29 年 11 月 13 日 市議会防災研修の実施

※平成 30 年 11 月 13 日 市議会防災訓練の実施

※令和 2 年 1 月 31 日 市議会防災研修の実施

※令和 3 年 1 月 29 日 市議会防災訓練の実施

※令和 4 年 1 月 25 日 市議会防災訓練の実施

9. 計画の運用

(1) 議会BCPの見直し

議会BCPに基づく必要資源の確保や防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについては、適切に計画に反映させ、計画をレベルアップさせていく必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを計画に反映させる必要があることから、議会BCPはその必要の都度、適宜継続的に改正を行うものとする。なお、今後の見直しに当たっては、外からの応援・支援を受け入れる受援力についても、重要な検討ポイントになると思われる。

※平成 28 年 3 月 見直し (第 2 版)

※令和 2 年 3 月 見直し (第 3 版)

※令和 2 年 8 月 見直し (第 4 版)

※令和 3 年 3 月 見直し (第 5 版)

※令和 4 年 3 月 見直し (第 6 版)

※令和 4 年 8 月 見直し (第 7 版)

※令和 4 年 9 月 見直し (第 8 版)

(2) 見直し体制

議会BCPの見直しは、議会運営委員会で行うものとする。

(3) 携帯ハンドブック

計画について常に確認し、迅速な対応に備えるため、必要となる組織体制や行動基準などをまとめた携帯ハンドブックを作成する。

※平成 26 年 12 月 携帯ハンドブック 作成

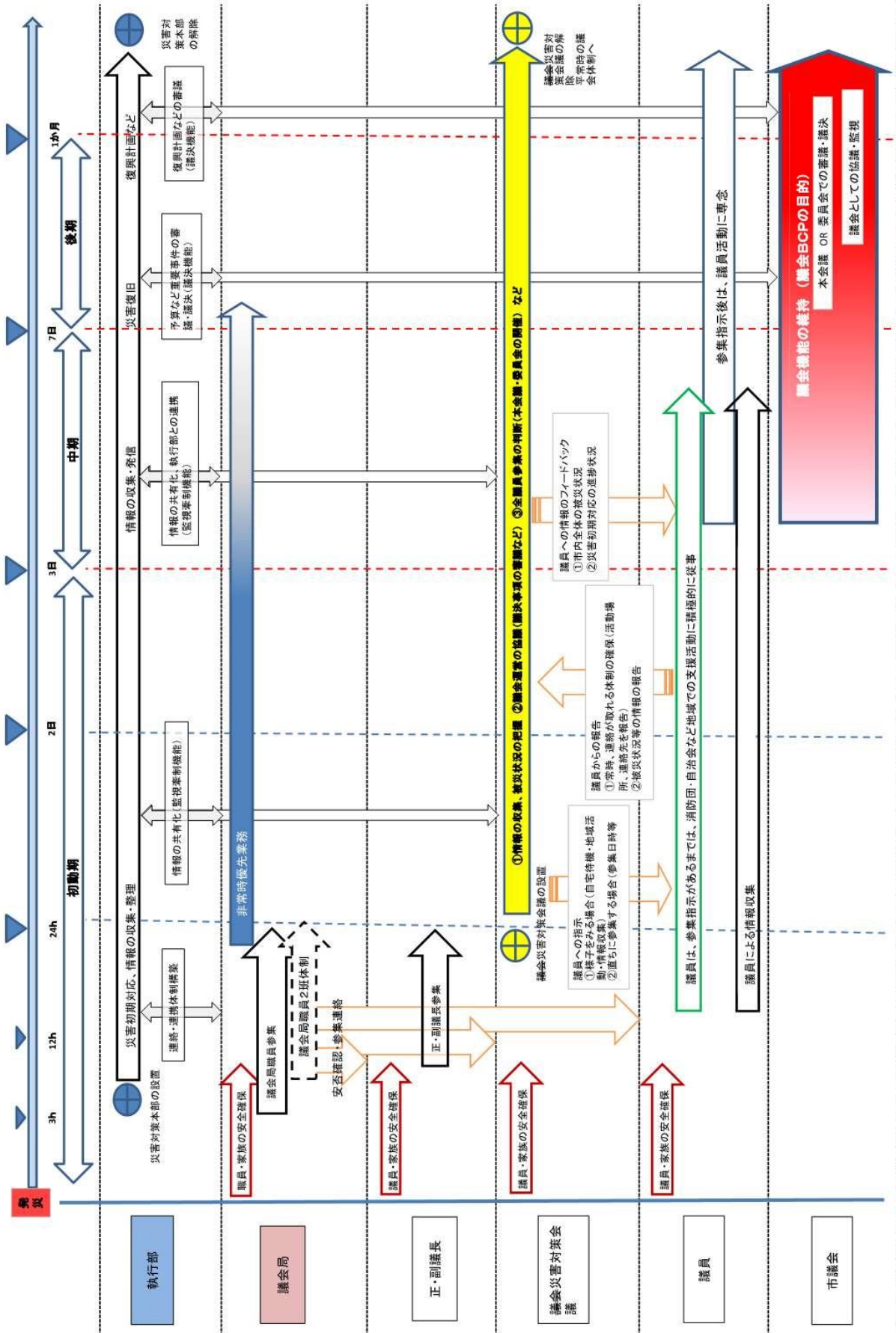
※令和 4 年 3 月 携帯ハンドブック 見直し

10. 計画の体系図

(1) 時系列にみる基本的行動パターン

計画の全般的な体系イメージとして、発災から 1 か月程度までの行動などについて、災害(大地震)が休日・時間外に発生した場合を 1 つの基本的行動パターンとして整理する。(別添参照)

時系列にみる基本的行動パターン（発災(大地震)が休日・時間外に発生した場合～）



議員及び職員安否確認表

確認日時	月	日	
	時	間	
確認者名			

議員・職員 氏名	
議員・職員 住所	

安 否 状 況	議員本人	被 災	有	⇒	重体	重症	軽症	その他 ()	
			無						
	家 族	被 災	有	⇒	配偶者	子ども	その他 ()		
			無						
所 在 地	市 内	⇒	自宅	自宅外	()				
	市 外	⇒	場所	()					
居 宅 の 状 況	被 害	有	⇒	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	その他
		無	()						
参 集 の 可 否	可	否	参集可能な時期						
連 絡 先	本人との連絡がとれない場合⇒家族の連絡先を記入								
被 災 地 域 の 状 況									
そ の 他	特記事項があれば、記入								

議員及び職員安否(健康状態)確認表

※議会局記入欄		
確認日時	月日	
	時間	
確認者名		

報告日時	月 日()
	午前・午後 時 分送信
議員・職員 氏名	
今朝の体温	_____℃

何時ごろから、下記の症状はありますか【 今日 、 昨日 、 ____日前 から 】																
安否状況 (健康状態)	議員 本人	健康 状態	有 →	発熱 【 _____℃】												
			↘	強いだるさ 息苦しさ その他()												
			無													
	家族	健康状態	有 →	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">配偶者</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">子ども</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">その他()</td> </tr> <tr> <td>・発熱 【 _____℃】</td> <td>・発熱 【 _____℃】</td> <td>・発熱 【 _____℃】</td> </tr> <tr> <td>・強いだるさ</td> <td>・強いだるさ</td> <td>・強いだるさ</td> </tr> <tr> <td>・息苦しさ</td> <td>・息苦しさ</td> <td>・息苦しさ</td> </tr> </table>	配偶者	子ども	その他()	・発熱 【 _____℃】	・発熱 【 _____℃】	・発熱 【 _____℃】	・強いだるさ	・強いだるさ	・強いだるさ	・息苦しさ	・息苦しさ	・息苦しさ
配偶者			子ども	その他()												
・発熱 【 _____℃】	・発熱 【 _____℃】	・発熱 【 _____℃】														
・強いだるさ	・強いだるさ	・強いだるさ														
・息苦しさ	・息苦しさ	・息苦しさ														
			無													
現在、自宅以外におられる方は記入下さい		住 所 : 電話番号 :														
その他	特記事項があれば、記入(受診状況(医師の診断、PCR検査予定等))															

※毎日の検温、手洗い、うがい、咳エチケット、換気の慣行。

※不要不急の外出はお控え下さい。

※健康状態の変化がありましたら、議会局までご連絡をお願いします。

電話 077-528-2640 、 FAX 077-521-0409

情報収集連絡表

※「受信者氏名」、「受信日時」、「第○報」は、議会局で記入

受信者氏名	
受信日時	
第 報	

報告日時	月日	
	時間	
議員氏名		
連絡先		

発生概況	発生場所 (地域)	学区名	学区	自治会	発生日時	月日				
	住所					時間				
被害状況	死傷者	死者		不明		住家	全壊		一部破損	
		負傷者		計			半壊		床上浸水	
								床下浸水		
応急対策の状況										
市民の避難状況										
市民のニーズ										

送信先: 議会局 Fax 077-521-0409 メール otsu2002@city.otsu.lg.jp
Tel 077-528-2640

健康観察表(月)

氏名

日時	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
曜日							
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
症状	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし

日時	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日
曜日							
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
症状	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし

日時	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日
曜日							
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
症状	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし

日時	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
曜日							
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
症状	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし

日時	29日	30日	31日
曜日			
体温	℃	℃	℃
症状	あり・なし	あり・なし	あり・なし

議会局

Tel 077-528-2640

Fax 077-521-0409

- ・毎朝、自宅で体温測定と体調管理をしていただき、ご記入ください。
- ・体調面で気になることがありましたら、症状の下段にご記入ください。
- ・発熱及び風邪症状(咳、咽頭痛、息切れ、全身倦怠感、下痢など)がみられた場合は、議会局(職員の場合は所属長)に速やかに報告してください。

議会BCP安否状況確認カード

(寸法 名刺サイズ)

(表)

〇 〇 〇 〇 議員	提出日時	月	日	時	分
議会BCP安否状況確認カード					
① 自身の被災の有無 有 ・ 無 有場合 ⇒ 重体 重症 軽症 その他()					
② 家族の被災の有無 有 ・ 無 ・ 未確認 有場合 ⇒ 配偶者 子ども その他()					
③ 居宅の被害の有無 有 ・ 無 ・ 未確認 有場合 ⇒ 全壊 半壊 一部損壊 その他()					

(裏)

議会BCP安否状況確認カードの使用について	
議員自身が、市役所来庁時に議会BCPの対象災害が発生した際に記入ください。記入後は議会局職員に渡してください。	
表面のほか、特記事項があれば記入ください。	

雛形③（地震・風水害 － 議会局職員全員に送信）

表 題

安否確認（職員）について

本 文

○月○日○時○分、市の災害対策本部が設置されたことにより、災害対策会議を設置します。ついては、次の内容について確認を行いますので、速やかに返信ください。なお、返信時には必ず最初に職員名を記入すること。

- ① 自身と家族の被災の有無
- ② 現在の所在地（自宅又はその他の場所）
- ③ 居宅の被害の有無
- ④ 地域の状況（特に記載すべき内容がある場合）
- ⑤ 参集の可否

【感染症】

雛形①（感染症 － 全議員）

表 題

災害対策会議の設置について

本 文

議会局の〇〇です。○月○日、市の危機対策本部が設置されました。

本日より、議会BCPに基づき、災害対策会議を設置します。なお、災害対策会議の開催日時及び場所（オンライン上含む）については、構成員に追って連絡します。

議員各位におかれましては、引き続き感染防止に努めてください。

雛形②（感染症 － 議長、副議長及び3人以上の議員で構成する会派の代表者に送信）

表 題

災害対策会議の開催について

本 文（1）

議会局の〇〇です。○月○日○時○分より、災害対策会議を開催します。

議長、副議長及び各会派の代表者は、〇〇会議室に参集ください。なお、参集にあたっては、自身等の健康状態を確認し、マスク等の感染防止対策を行ってください。

議員各位におかれましては、引き続き感染防止に努めてください。

本 文（2）

議会局の〇〇です。○月○日○時○分より、災害対策会議をZoom上で開催します。

副議長及び会派の代表者におかれましては、サイボウズ個人フォルダのメッセージを確認いただき、会議開始5分前にはメッセージ内のリンクをお開きください。接続等がうまくいかない場合は、議会局へお問い合わせください。

雛形③（感染症 － 全議員に送信）

表 題

安否（健康状態）について

本 文

議会局の〇〇です。〇月〇日〇時〇分、災害対策会議が開催されます。

については、〇月〇日〇時現在の議員各位と家族の健康状態把握のため、議会BCP「添付様式2 議員及び職員安否（健康状態）確認表」に基づき、速やかに報告ください。メールで報告の場合は、必ず最初に議員の名前を記入ください。

後ほど、災害対策会議の結果報告をサイボウズにアップさせていただきます。

【共通】

雛形①（共通 － 全議員に送信）

表 題

災害対策会議の結果について

本 文

議会局の〇〇です。〇月〇日〇時〇分より第〇回災害対策会議が開催されました。

会議内容及び結果についてはサイボウズにアップしましたので確認をお願いします。

議会BCPの見直し(改正履歴)

第2版(平成28年3月改正)

主な見直項目	見直内容
① 名称に関して ② 情報収集に関して ③ 議会局の行動基準に関して ④ 議員の基本的行動に関して ⑤ 検討事項及び備蓄品に関して ⑥ その他	<ul style="list-style-type: none"> 「議会事務局」を「議会局」へ改正 タブレット端末の活用を追記 議会局職員(参集者)の初期対応の流れを追記 消防団や自主防災会の活動に関する取扱を追記 改正事項や配備状況を明記 携帯ハンドブック、安否状況確認カードの追記など

第3版(令和2年3月改正)

主な見直項目	見直内容
① 議会災害対策会議に関して ② 庁舎の建物・設備に関して ③ 議会の防災訓練に関して ④ 計画の見直し体制に関して ⑤ その他	<ul style="list-style-type: none"> 構成者を「各会派の代表者」を「3人以上の議員で構成する会派の代表者」へ改正 本館が使用不可となった場合の代替施設を「新館7階の特別応接室」から「新館7階特別会議室」へ改正 訓練内容について、大津市災害等対策基本条例の表現に改正 計画の見直し体制を「議会災害対策会議」から「議会運営委員会」へ改正 議会災害対策会議を地方自治法第100条第12項に規定する「協議又は整理を行うための場」に位置づける(会議条例の一部改正)

第4版(令和2年8月改正)

主な見直項目	見直内容
新型コロナウイルス感染症(感染症)に関して	<ul style="list-style-type: none"> 第5章を「地震・風水害等に係る業務継続の体制及び活動の基準」に改正 第6章を第5章(4)に改正 第6章に「新型コロナウイルス感染症などの感染症に係る業務継続の体制及び活動の基準」を追記 第7章から第9章を1章ずつ繰り下げる 第7章に「議会局における業務継続のための事業仕分け」を追記 別添様式及び資料の追加

第5版（令和3年3月改正）

主な見直項目	見直内容
① 県の判断指標及び市BCPの発生段階変更に関して ② 市BCPの全面改訂に関して ③ 議員が罹患した場合の情報公開に関して ④ 議会運営委員会での決定内容に関して	<ul style="list-style-type: none"> 新たな県判断指標に対応した行動指針等の修正 議会フロアへの立入制限、罹患者等の復帰基準、職員の業務体制の修正 議員が罹患した場合の情報公開及び情報伝達フローを追記 令和2年8月以降の議会運営委員会等の決定内容を資料として追記

第6版（令和4年3月改正）

主な見直項目	見直内容
① 県の判断指標の変更に関して ② 罹患者等の復帰基準の見直し ③ 議会局機構改革に関して ④ 資料の一部削除	<ul style="list-style-type: none"> 県の判断指標の修正 議員及び議会局職員の行動基準等から県の判断指標を削除。県の判断指標は日常生活における行動指針と位置付け 市BCPの発生段階に応じた職員等の対応を基準に、議員及び議会局職員の行動基準等を修正 罹患者等の復帰基準の見直し 発熱等の症状により医師の診察を受ける場合、議会局への報告及び全議員との情報共有に係るフローの追記 議会局機構改革に伴う、課の名称変更及び所管業務の見直しに伴う業務仕分けの見直し 資料のうち、議会BCPの見直し(改正履歴)を除き削除

第7版（令和4年8月改正）

主な見直項目	見直内容
① 保健所により濃厚接触者と判断された議員及び職員に係る復帰基準の見直し ② 新型コロナウイルス感染症の感染期における議会運営等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 国の復帰基準の改正等に合わせ、保健所により濃厚接触者と判断された議員及び職員に係る復帰基準を見直し（待機期間を7日間から5日間へ短縮） 6の(7)新型コロナウイルス感染症の感染期における議会運営等を削除

第8版（令和4年9月改正）

主な見直項目	見直内容
PCR 検査で陽性となった議員及び職員に係る復帰基準の見直し	国の復帰基準の改正等に合わせ、PCR 検査で陽性となった議員及び職員に係る復帰基準を見直し（復帰基準を発症から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間が経過した場合に変更）